

青い空とつややかな緑をまもり

財源
挑戦

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

暖かい生活環境をととのえ

わたしが支える
あしたのくらし



習志野市企業局

すぐれた文化をはぐくむ

FOR A SUSTAINABLE FUTURE

住みよいまちをつくりまします

目次

第1部 経営戦略の基本的事項

1. 改定の目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 習志野市下水道事業について	3
(1) 事業の概要	3
(2) 処理区	4
(3) 主な下水道施設	8
(4) 組織体制	10
(5) 使用料	11

第2部 経営環境の見通し

1. 現状の経営状況	13
(1) 現在の経営状況	13
(2) 経営比較分析表を活用した現状分析	15
(3) 前経営戦略の業務指標評価	19
2. 将来の事業環境と課題	20
(1) 将来の見通し	20
(2) 将来の課題	22

第3部 経営戦略における方針

1. 基本理念	25
2. 基本方針	26
(1) 公衆衛生・生活環境の向上	26
(2) 持続可能な経営	26
(3) 災害に強く、たくましい下水道	26
3. 基本方針および主要施策	27
(1) 公衆衛生・生活環境の向上	
① 汚水整備の拡充	28
② 雨水整備の拡充	31
③ 水洗普及の促進	34
④ 水質規制の指導・監督	36

(2) 持続可能な経営	
① 汚水処理の広域化	38
② 民間資金・ノウハウの活用	41
③ 定員管理適正化	43
④ 人材育成と技術継承	45
⑤ 料金の支払方法の多様化	47
⑥ 地域福祉への貢献	49
⑦ ICTを活用したお客さまの利便性の向上	50
⑧ 下水道の情報発信と見える化	52
⑨ 様々な媒体を活用した広報活動の実施	54
⑩ 脱炭素への取組	55
(3) 災害に強く、たくましい下水道	
① 施設の地震対策	58
② 施設の老朽化対策	60
③ 災害時対応の強化・関係機関との相互協力	63

第4部 投資財政運営の方向性と取組

1. 投資財政計画	65
(1) 収支計画	65
(2) 企業債残高と現金預金残高の推移	66
(3) 建設投資計画	67
(4) 建設投資財源計画	68
【収益的収支】	69
【資本的収支】	73
【資産・負債・資本】	73
【他会計繰入金】	73
【算出根拠】	77
2. 投資財政計画に未反映の取組	78

第5部 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項

参考資料

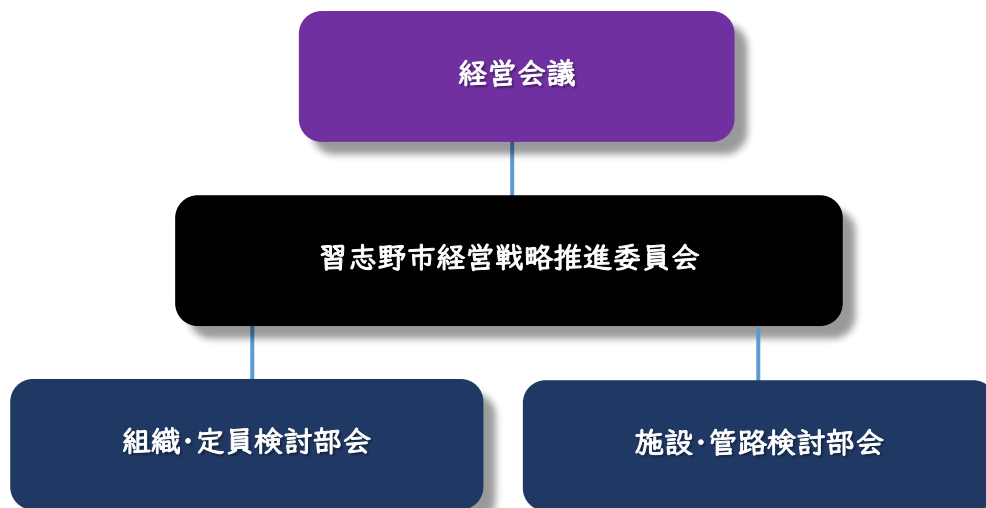
【習志野市下水道事業の沿革】	81
【用語の解説】	82

第1部 経営戦略の基本的事項

1. 改定の目的

本市は、令和元(2019)年度に計画期間を令和2(2020)年度から11年度までとする「習志野市下水道事業経営戦略」を策定し、経営戦略に基づき、持続可能な健全経営に努めてきました。

さらに、企業局内部に習志野市経営戦略推進委員会、組織・定員検討部会、施設・管路検討部会を組織し、経営改善に向けた取組を検討してきました。



内閣府の「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」(令和3(2021)年12月23日経済財政諮問会議決定)において、経営戦略の改定率を令和7(2025)年度までに100%とすることとしています。

また、本市においては経営戦略策定から4年が経過し、その間GX(グリーントランスフォーメーション)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進といった社会的要請の高まりやロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰や円安など、社会情勢の変化により経営環境が変化しています。

このような中で、前経営戦略の取組状況を踏まえつつ、時代に即した内容として質を高めていくために見直しを行い、新たな経営戦略を策定したものです。

改定にあたっては、今後の人口変動等を加味した使用料収入の反映やストックマネジメント計画に基づく施設更新および汚水処理の広域化による施設の統廃合等を考慮した上で、収支均衡を図った中長期の投資・財政計画を作成するとともに、将来に向けた具体的な取組の検討を行い、経営戦略に反映しました。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第1部 経営戦略の基本的事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
参考

2. 計画の位置付け

本市のまちづくりの基本理念を定めた「習志野市文教住宅都市憲章」の下、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表す基本構想、さらに、基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を表す基本計画、具体的な事業を表す実施計画があります。

これらに基づき、住民の暮らしを支えるインフラ事業者として公共の福祉の増進に資するべく、下水道事業の持続可能な健全経営を実現するために策定したものです。

また、後期基本計画（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）において、6年後（令和7（2025）年度）の姿として、汚水施設整備については、未普及地区の整備を進め、雨水施設整備については、特に浸水被害の発生が予想される区域の幹線整備を推進し、浸水被害の軽減に努め、改築・地震対策では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査・修繕・改築を実施し、施設全体の持続的な機能確保およびライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道総合地震対策計画に基づき、耐震性能不足と診断された下水道管の耐震補強工事を実施していくものとしています。

なお、経営戦略は本市下水道事業の最上位計画であるとともに習志野市公共施設等総合管理計画における「個別施設計画」および総務省が公営企業に策定を要請している「経営戦略」として位置付けるものです。

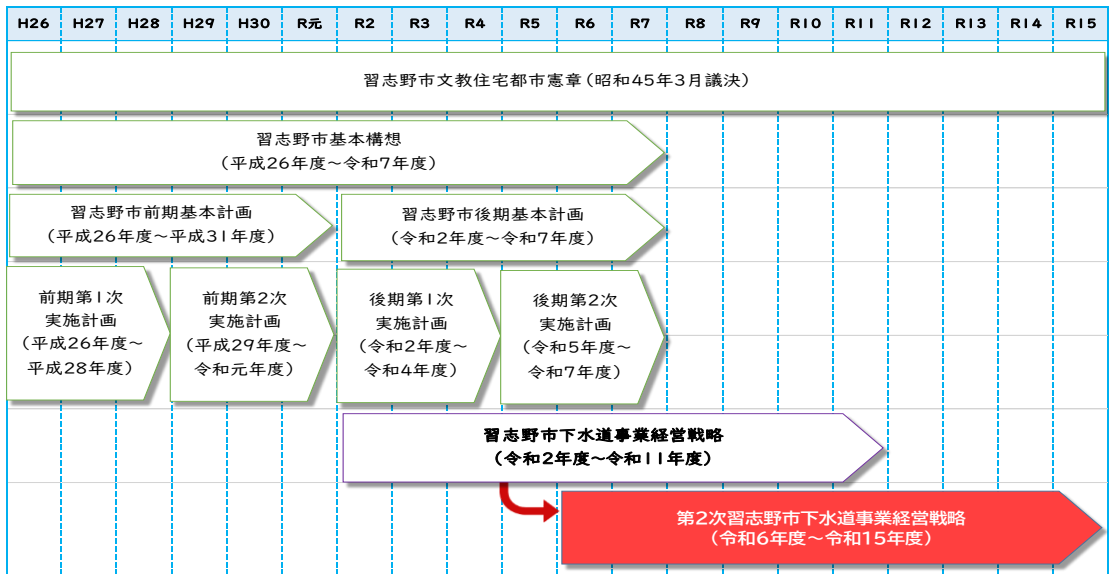
3. 計画期間

計 画 期 間 = 令和6（2024）年度から令和15（2033）年度まで（10年間）

投資・財政計画 = 令和6（2024）年度から令和45（2063）年度まで（40年間）

計画期間の10年間において、収支均衡を図るものとします。

また、10年間の中期的な計画を策定するにあたり、長期的な視野に立ち将来における建設投資や収支等を見据えた上で経営健全化の取組を検討する必要性から、投資・財政計画については、40年間の見通しを示すものとします。



4. 習志野市下水道事業について

(1) 事業の概要

① 習志野市の特徴

本市は、千葉県の北西部に位置し、行政区域面積20.97km²と県内の市町村で4番目に小さい面積ですが、人口密度は県内で3番目に高い市です（令和5(2023)年1月1日現在）。



② 事業の情報【令和4年度末現在】

供用開始年月日	昭和42年7月15日
処理区域面積	1,522ha
処理区域内人口	167,297人
処理区域内人口密度	110人/ha
普及率	95.6%
水洗化率	98.0%
法適(全部・財務)・非適の区分	法適(全部)
流域下水道等への接続の有無	印旛沼流域下水道(千葉県)に接続
広域化・共同化・最適化実施状況	令和4年度に千葉県が策定した「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」において、津田沼浄化センターの汚水処理機能を千葉県が管理する印旛沼流域下水道と統合することとしている。

第1部 経営戦略の基本的事項

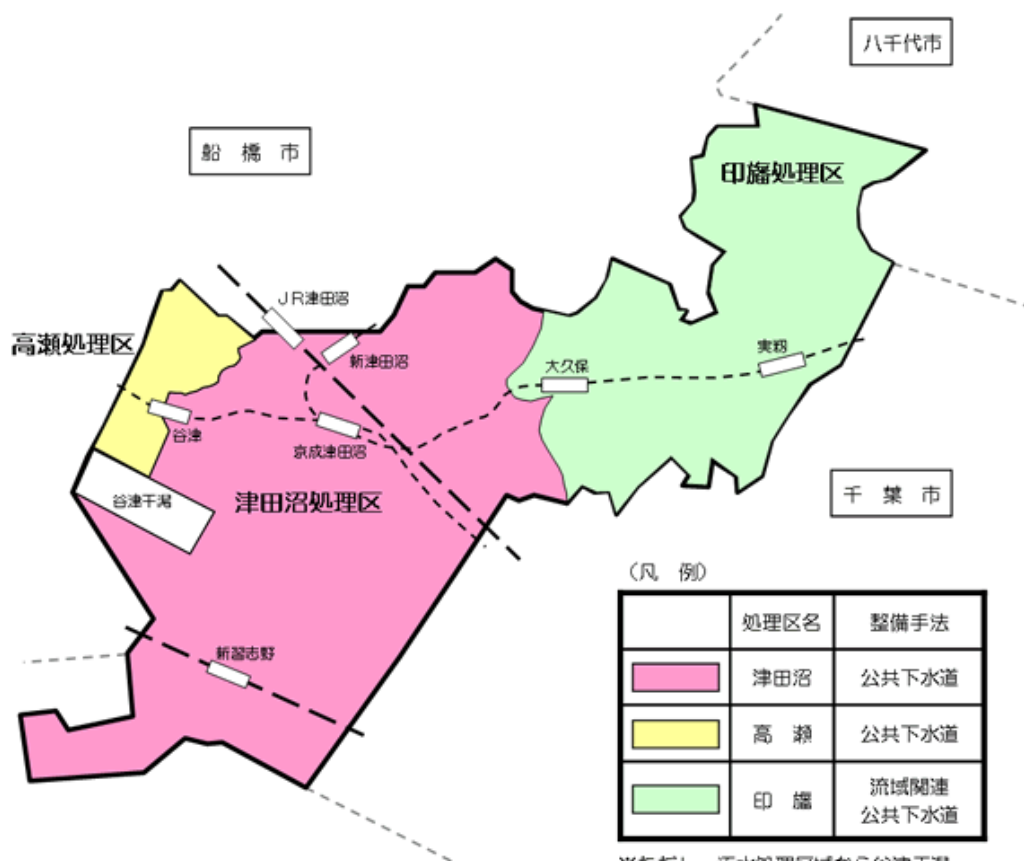
第1部

(2) 処理区

処理区数	3処理区(津田沼処理区、印旛処理区、高瀬処理区)
------	--------------------------

第2部

習志野市下水道計画図(概略図)



※ただし、汚水処理区域から谷津干潟及び公有水面等を除く

第3部

第4部

第5部

参考

① 津田沼処理区の概要【令和4年度末現在】

津田沼処理区	
位置	市中央部
種類	単独公共下水道
着手時期	昭和41年
地区名	谷津、奏の杜、谷津町、津田沼、藤崎、鷺沼、鷺沼台、泉町、本大久保、花咲、袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
終末処理場	津田沼浄化センター
全体計画面	1,261.2ha
事業計画面	1,036.8ha

津田沼処理区は、昭和41(1966)年に海岸埋立地(袖ヶ浦団地)の予定処理区域面積106.3ha、計画処理人口15,000人の事業認可を受け、事業に着手しました。

その後、昭和55(1980)年には津田沼処理区の終末処理場となる津田沼浄化センターの建設に着手し、昭和59(1984)年6月に供用開始しました。その後、数回の変更認可を経て、現在は予定処理区域面積1036.8ha、計画処理人口95,000人となっています。

排除方式は、おおむね国道14号を境に南側が分流式、北側が合流式となっています。

汚水は下水道および汚水中継ポンプ場を經由し津田沼浄化センターにて処理され東京湾へ放流しています。

また、雨水は雨水管路により菊田川ならびに谷津川を經由し、東京湾に放流しています。

第1部 経営戦略の基本的事項

第1部

② 印旛処理区の概要【令和4年度末現在】

印旛処理区	
位置	市東部
種類	流域関連公共下水道
着手時期	昭和63年1月
地区名	大久保、本大久保、泉町、花咲、屋敷、実籾、実籾本郷、新栄、東習志野
終末処理場	花見川第二終末処理場
全体計画面	686.0ha
事業計画面	640.8ha

第2部

第3部

印旛処理区は印旛沼流域下水道の流域関連公共下水道として昭和63(1988)年1月に予定処理区域面積154.0ha、計画処理人口15,900人の事業認可を受けた後、数回の変更認可を経て、現在は予定処理区域面積640.8ha、計画処理人口58,500人となっています。平成6(1994)年6月に汚水の接続先である花見川第二終末処理場が供用を開始しました。

第4部

排除方式は全域分流式となっています。汚水は印旛沼流域下水道西部幹線および西部第2幹線に接続し、花見川第二終末処理場にて処理しています。雨水は雨水管路により千葉市の浜田川都市下水路および八千代市の八千代1号幹線から花見川を経由し、東京湾に放流しています。

第5部

参考

③ 高瀬処理区の概要【令和4年度末現在】

高瀬処理区	
位置	市西部
種類	単独公共下水道
着手時期	平成4年3月
地区名	谷津、奏の杜
終末処理場	高瀬下水処理場
全体計画面	88.3ha
事業計画面	88.3ha

高瀬処理区は平成4(1992)年3月に予定処理区域面積58.0ha、計画処理人口11,300人の事業認可を受けた後、数回の変更認可を経て、現在は予定処理区域面積88.3ha、計画処理人口11,700人となっています。

平成5(1993)年12月に船橋市が高瀬下水処理場の建設に着手、平成11(1999)年4月に供用を開始しました。排除方式は、おおむね国道14号を境に南側が分流式、北側が合流式となっています。汚水は船橋市にある高瀬下水処理場にて処理し、雨水は雨水放流幹線および雨水管路によって高瀬川を經由し、東京湾に放流しています。

第1部 経営戦略の基本的事項

第1部

(3) 主な下水道施設【令和4年度末現在】

処理場数	1 (津田沼浄化センター)
ポンプ場数	2 (秋津汚水中継ポンプ場、袖ヶ浦汚水中継ポンプ場)
下水道管	524km (汚水管223km、雨水管136km、合流管165km)
雨水調整池	3か所 (藤崎、鷺沼台、屋敷)
ポンプゲート	3か所 (谷津)

第2部

① 津田沼浄化センターの概要

所在地	習志野市芝園三丁目3番1号	
敷地面積	8.2ha	
工事着手／供用開始	昭和55年9月／昭和59年6月	
計画地盤高	TP+3.70m	
下水の排除方式	分流式および合流式	
処理方法	水処理	標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法
	汚泥処理	【計画】濃縮→脱水→焼却→有効利用 【現状】濃縮→脱水→搬出処分
放流先	東京湾	
流入汚水量 (事業計画)	日平均 57,800 ^{m³} /日 日最大 74,200 ^{m³} /日 時間最大 106,200 ^{m³} /日	

第3部

第4部

第5部

津田沼浄化センターなどにおいて、日常点検や定期点検、長寿命化対策などを適宜実施してきていますが、長期使用の結果、消耗、腐食による劣化、老朽化、陳腐化が進行しています。

参考

②秋津污水中継ポンプ場概要

所在地	習志野市秋津五丁目20番1号
供用開始	昭和60年
下水の排除方式	分流式
流入汚水量	計画汚水量 8.69m ³ /分(時間最大汚水量)
ポンプ仕様	水中汚水ポンプ30.0kw×3台

③袖ヶ浦污水中継ポンプ場の概要

所在地	習志野市袖ヶ浦六丁目1番1号
供用開始	平成11年
下水の排除方式	分流式
流入汚水量	計画汚水量 5.95m ³ /分(時間最大汚水量)
ポンプ仕様	水中汚水ポンプ22.0kw×3台(うち予備1台)

④下水道管の概要

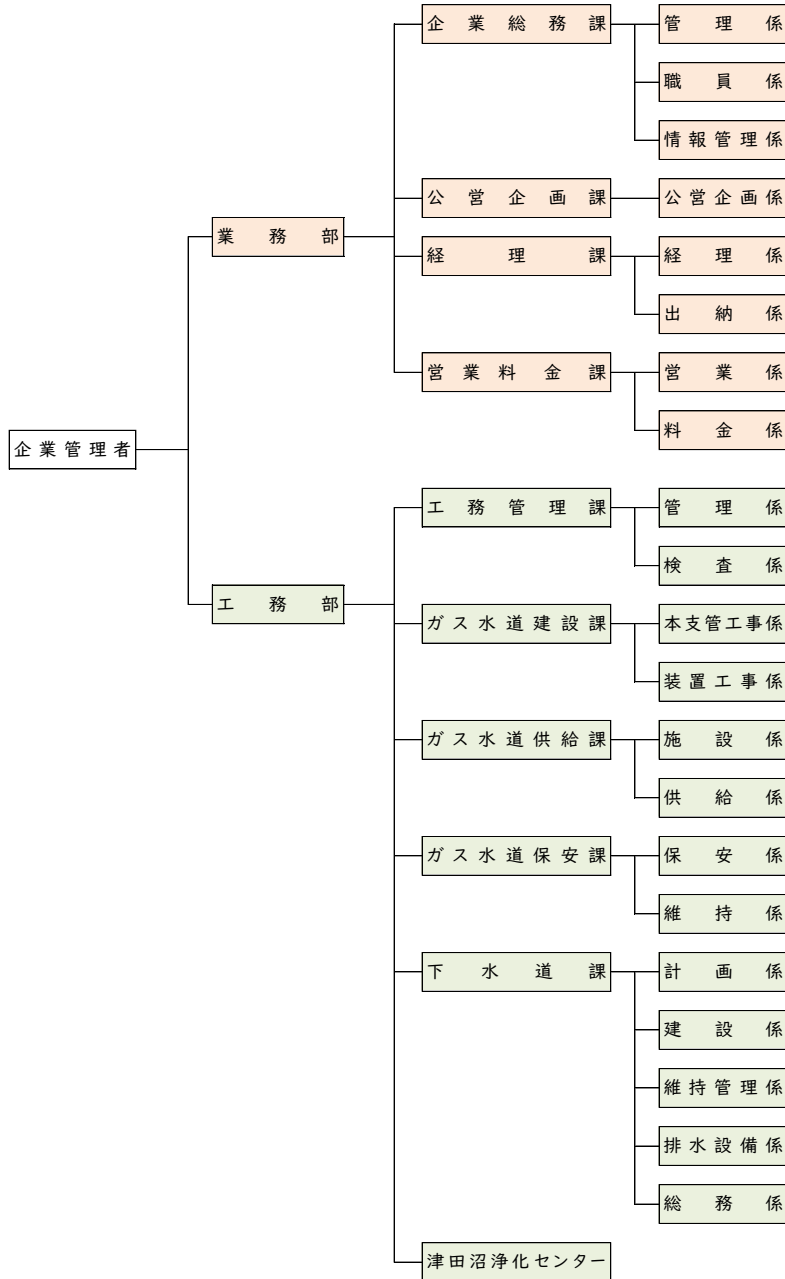
下水道管は大きなものでは、污水管で直径1.35m、管きょ能力1.538m³/s、雨水管で横6.78m×縦2.6m、管きょ能力46.145m³/s、合流管で直径3.5m×2条、管きょ能力47.182m³/sもの幹線と呼ばれる管きょがあり、総延長は524kmにおよびます。

第1部 経営戦略の基本的事項

(4) 組織体制

企業局において公営企業として、ガス事業、水道事業および下水道事業を企業管理者のもと、2部10課（センター）体制、123人で運営しています。

3事業を一体的に経営することによる経費の削減などに取り組んでいます。



<職員数>令和5年4月1日現在

事業	ガス事業	水道事業	下水道事業	合計
職員数	64人	29人	30人	123人

※企業管理者を除く

(5) 使用料

下水道使用料は、令和元(2019)年度に料金改定(平均改定率4.2%)を実施して以降、消費税率の引き上げに伴う改定以外の料金改定を行っていません。

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制で、使用量が増えると従量単価が高くなる逓増性の使用料体系となっています。

また、総括原価方式の原価に資産維持費も算入しています。

使用料体系

種別	排出量	単価 (円/㎡)
一般汚水	10㎡まで(基本使用料)	1,032
	11㎡を超え20㎡まで	116
	21㎡を超え30㎡まで	170
	31㎡を超え50㎡まで	234
	51㎡を超え100㎡まで	315
	101以上	390
公衆浴場汚水	10㎡まで(基本使用料)	1,032
	11㎡以上	22

条例上の使用料 (20㎡/月)	2,192円
実質的な使用料 (20㎡/月)※	令和2年度 3,041円 令和3年度 3,112円 令和4年度 3,121円

※実質的な使用料とは、1年間の使用料収入の合計を有収水量で除した値に20㎡を乗じたもの。

第2部 経営環境の見通し

1. 現在の経営状況

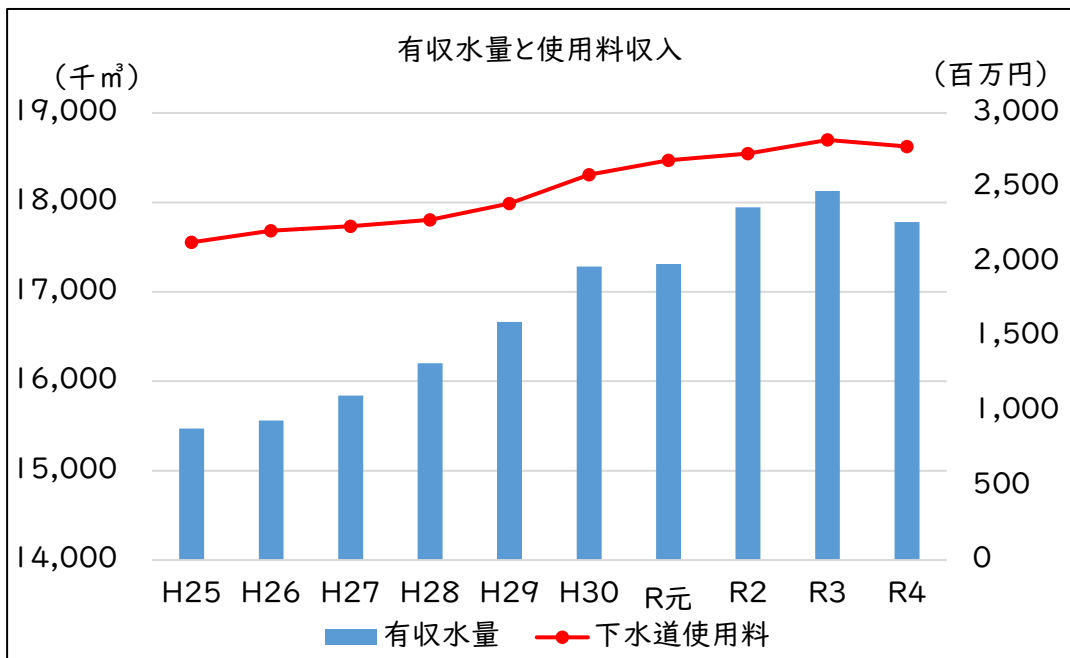
(1) 現在の経営状況

① 有収水量と使用料収入

下水道事業の過去10年間の経営状況について、下水道管整備の進捗により処理区域内の人口が増加し、有収水量は令和3(2021)年度をピークに増加傾向となっていました。

下水道使用料収入は、有収水量の変動に伴い増減する傾向となっています。

なお、令和2(2020)年度および3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響による在宅時間の増加や一部大口需要の増加に伴い有収水量が増加しました。



年度	H30	R元	R2	R3	R4
有収水量 (千m³)	17,281	17,311	17,944	18,126	17,780
使用料収入 (百万円)	2,586	2,683	2,728	2,820	2,774
処理区域内人口 (人)	164,791	165,754	167,380	167,287	167,297

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

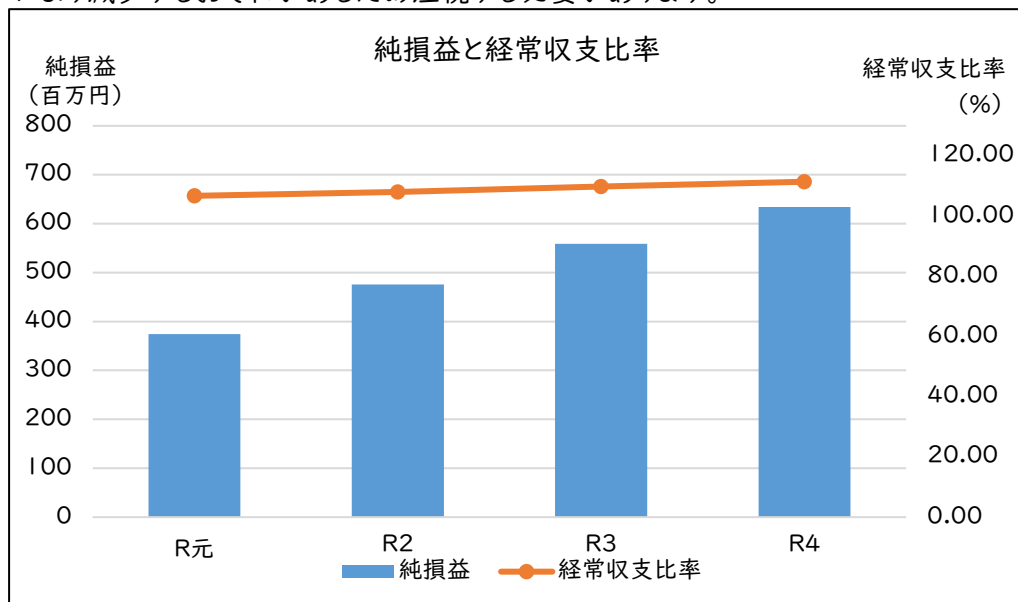
第2部 経営環境の見通し

第1部

②純損益と経常収支比率

経常収支比率については、100%以上を維持し、純損益は純利益を計上していますが、いずれも使用料収入の減少や大規模な施設の更新による減価償却費増加等により減少するおそれがあるため注視する必要があります。

第2部



第3部

第4部

年度	H30	R元	R2	R3	R4
経常収支比率 (%)	—	106.76	108.09	109.83	111.43
純損益 (百万円)	—	374	476	559	634
資金不足比率 (%)	19.1	—	—	—	—
	—	△1.1	△17.9	△31.3	△45.9

第5部

経常収支比率および純損益は、公営企業会計を適用する以前の平成30(2018)年度は「—」で表記しています。

資金不足比率については、資金不足が生じていない年度は「—」で表記しています。

なお、下段の数値は参考として表示しており、数値が0以下で低いほど望ましいとされています。

参考

(2) 経営比較分析表を活用した現状分析

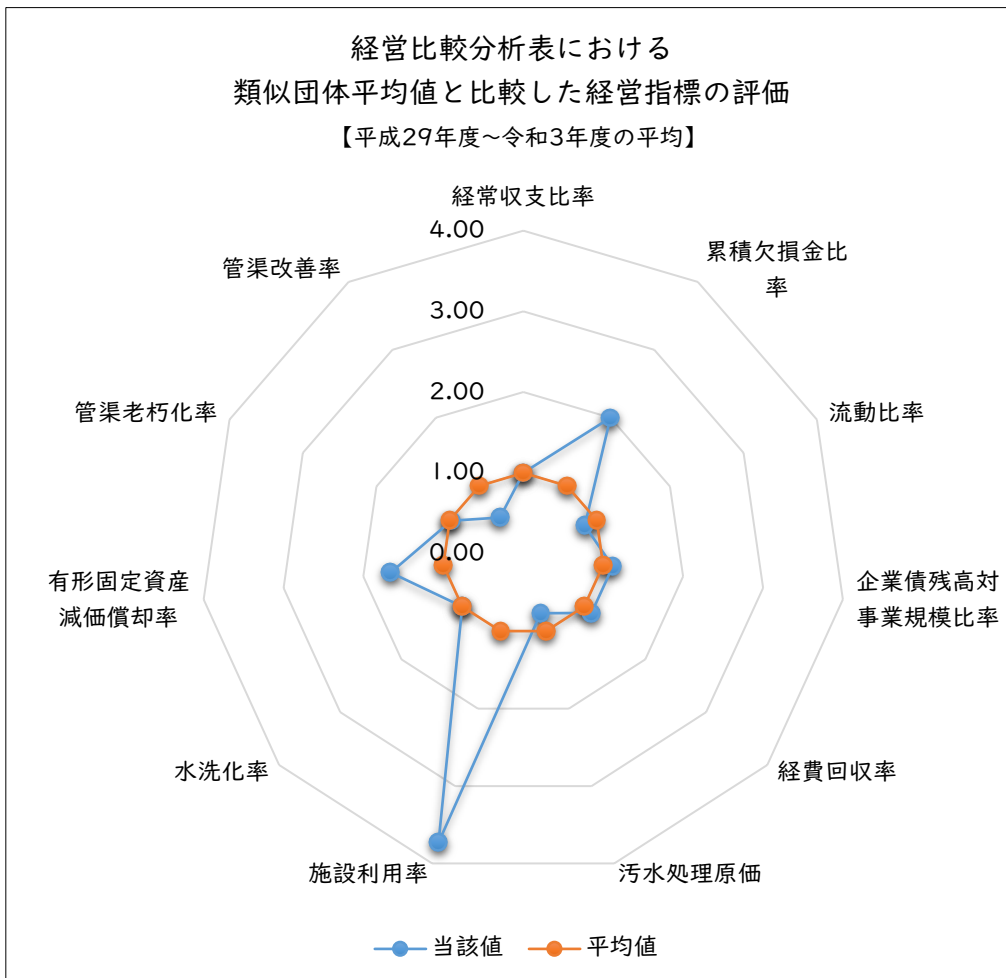
① 経営比較分析表とは

経営比較分析表は、総務省が作成した各指標の図表に各公営企業がコメントを記載したもので、経年比較や類似団体との比較および複数の経営指標を組み合わせた分析をすることにより、経営状況や課題の客観的な把握やお客さまへの見える化を図るものです。

② 現状分析

類似団体と比較して、平均的な数値となっています。

しかし、管きよや津田沼浄化センターなどの老朽化が進んでいることおよび施設利用率が高く、施設能力が不足しているなどの状況から、施設の計画的な改築・更新・広域化・共同化が求められます。



上表のレーダーチャートは、各指標の類似団体平均を「1.00」とした場合に、これと本市を比較して、望ましい場合は大きい値（外側）、望ましくない場合は小さい値（内側）となっています。

第2部 経営環境の見通し

第1部

第2部

第3部

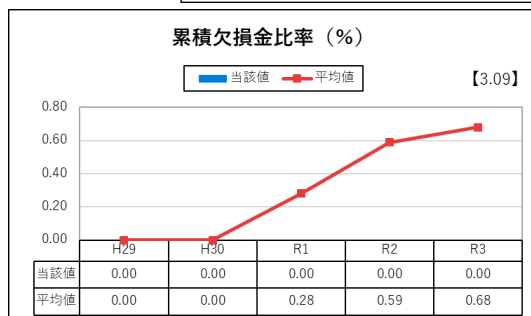
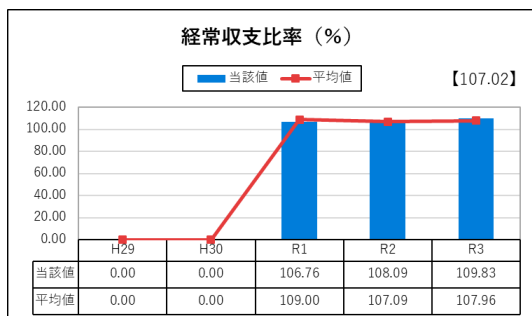
第4部

第5部

参考

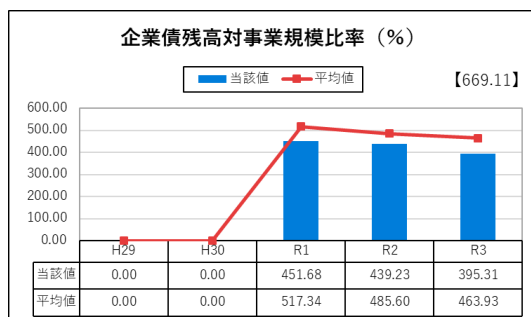
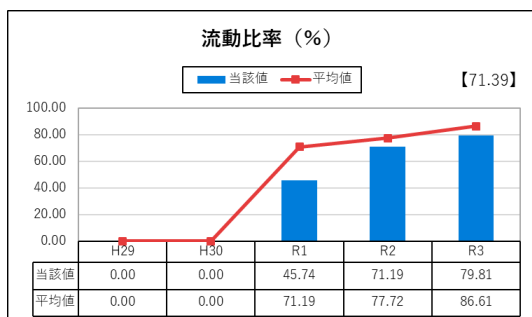
A. 経営の健全性・効率性

【 】=令和3年度末の全国平均



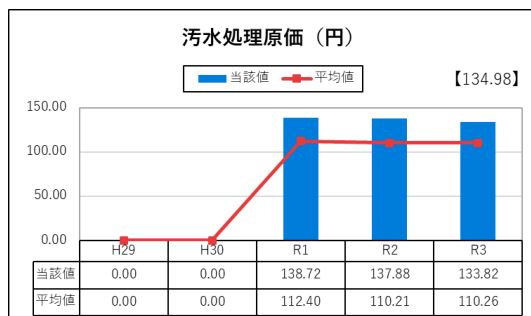
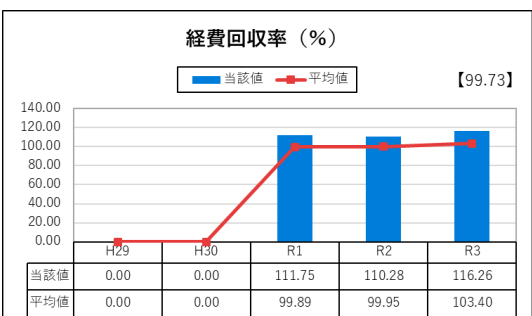
令和元(2019)年度に使用料改定を実施したこと、費用の削減に努めたことなど、健全経営に向けた取組が成果を上げ、経常収支比率は100%超となっています。

累積欠損金は生じていないため、過度な経営状況の悪化は見られません。



建設改良費等に充てた企業債の翌年度償還予定額が流動比率を下げていますが、企業債の償還については償還年度の収入や損益勘定留保資金等により賄うことが可能となっています。

毎年度債務残高削減に取り組んでおり、類似団体や全国平均に比べて低くなっています。



令和元(2019)年度に使用料改定を実施したこと等により経費回収率が100%を超えました。

全国平均と比較するとほぼ同水準ですが、類似団体と比較し高い数値となっています。これは、本市の汚水処理方法に改善できる課題がある可能性を示しています。

第2部 経営環境の見通し

第1部

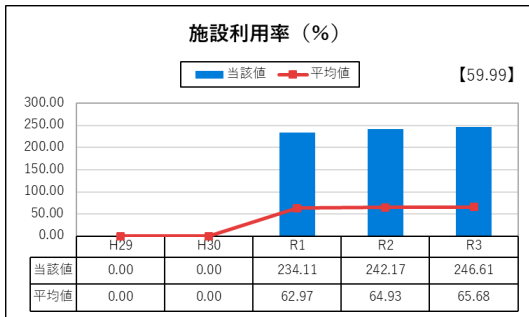
第2部

第3部

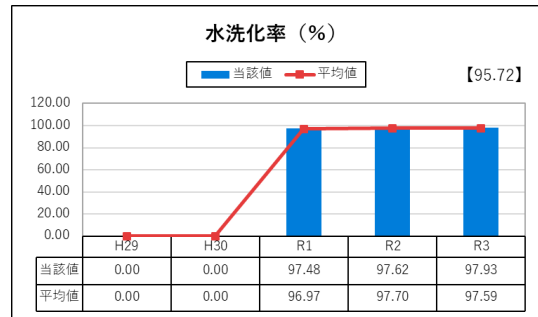
第4部

第5部

参考

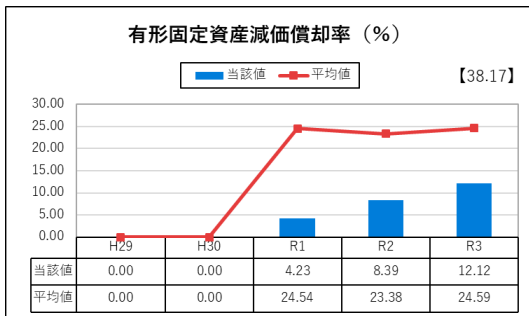


本市津田沼浄化センター以外の処理場に接続している地域があることから、類似団体よりも高く100%超となっています。

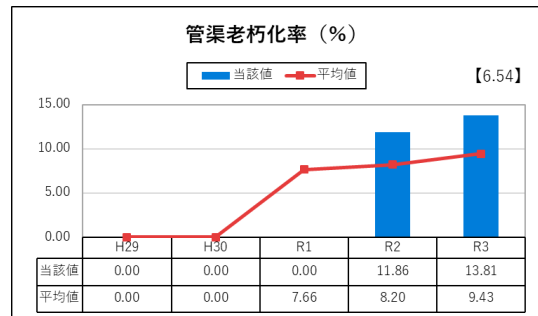


高い数値で推移しています。今後も水洗化普及を促進していきます。

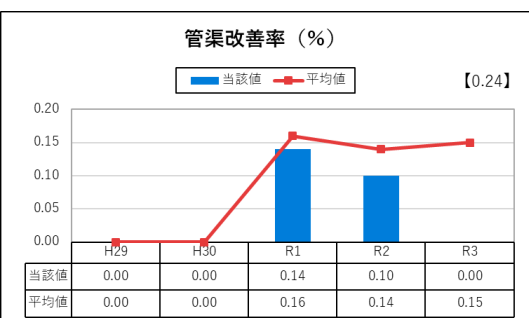
B. 老朽化の状況



地方公営企業法を適用した平成30(2018)年4月時点における数値は0%で、その後減価償却により増加していき、この傾向はしばらく続く見通しです。



標準耐用年数50年を経過する管きよが今後10年間で約36%に達する見込みであり、老朽化は確実に進んでいます



管きよ施設の点検を実施し対策が必要な管きよに対して更生工事を実施しました。令和3(2021)年度は完了を予定していた工事が翌年度に繰越となったため改善率が低下しています。

第2部 経営環境の見通し

第1部

④ 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2(2020)年7月21日付け国水下企第34号)を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のとおり示します。

なお、本市の経費回収率は令和元(2019)年度の料金改定以来、100%以上を維持しており計画期間中も100%以上で推移する見込みです。

経費回収率維持に向けた取組として、毎年度収支計画との乖離が生じているかを把握するとともに、経営指標による評価の実施し、収支構造の適切性について検討します。

第2部

第3部

	R6	R7	R8	R9	R10
経費回収率 (目標値)	100%	100%	100%	100%	100%
	R11	R12	R13	R14	R15
	100%	100%	100%	100%	100%

第4部

第5部

参考

第2部 経営環境の見通し

(3) 前経営戦略の業務指標評価

前経営戦略における令和4(2022)年度末の業務指標評価のうち、実績値により進捗状況の評価した全9項目のうち、達成5項目、未達成は4項目となりました。

なお、未達成の項目は以下のとおりです。

「下水道処理人口普及率」は、私道部における下水道施設占用の同意を得られず整備が進まなかったため、未達成となりました。

「職員数」は、全体での人員配置調整により、未達成となりました。

「接遇研修受講率」は、一部業務都合により受講できなかったケースがあったことから、未達成となりました。

「企業債残高対事業規模比率」は令和3(2021)年度からの繰越事業の支払いのための企業債の新規借入により、新規借入額が元金償還額を超えたことにより、未達成となりました。

業務指標	単位	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	達成状況
下水道処理人口普及率	%	計画(基準値)	-	-	95.2	95.3	97.7	未達成
		実施	95.1	95.2	95.5	95.6	95.6	
職員数	人	計画(基準値)	-	-	29	30	30	未達成
		実施	-	27	29	30	28	
新採・転入者研修受講率	%	計画(基準値)	-	-	100.0	100.0	100.0	達成
		実施	-	85.2	-	100.0	100.0	
実務研修受講率	%	計画(基準値)	-	-	100.0	100.0	100.0	達成
		実施	-	33.3	100.0	100.0	100.0	
接遇研修受講率	%	計画(基準値)	-	-	100.0	100.0	100.0	未達成
		実施	-	-	-	91.9	96.9	
経常収支比率	%	計画(基準値)	-	-	105以上	105以上	105以上	達成
		実施	105	106.8	108.1	109.8	111.4	
流動比率	%	計画(基準値)	-	-	79.0	85.0	90.5	達成
		実施	-	45.7	71.2	79.8	117.5	
企業債残高対 事業規模比率	%	計画(基準値)	-	-	405.4	388.2	382.1	達成
		実施	519.3	451.7	439.2	395.3	430.9	
腐食環境下の 管路施設点検調査率	%	計画(基準値)	-	-	27	61	100	未達成
		実施	-	27	35	67	67	

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第2部 経営環境の見通し

第1部

2. 将来の事業環境と課題

(1) 将来の見通し

① 人口の動向

下水道処理区域内人口は、昭和41(1966)年の下水道事業開始以来、高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に増加しました。

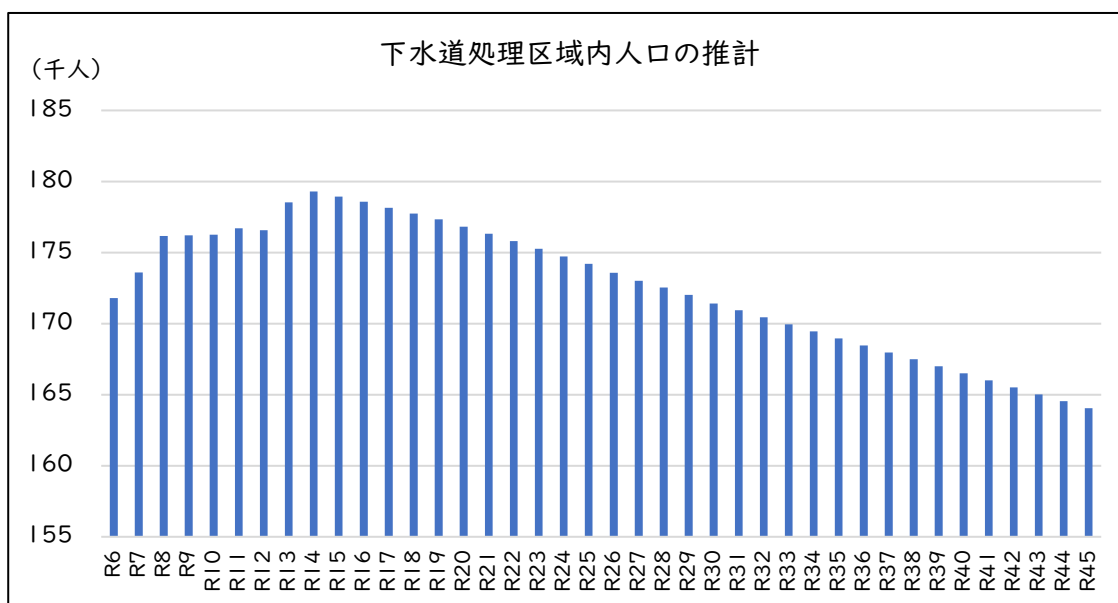
その後も、平成25(2013)年にまちびらきをした奏の杜地区の土地区画整理事業などの影響により増加し、令和5(2023)年3月末現在は16万7,297人となっています。

今後は、令和14(2032)年度の約18万人をピークに、令和45(2063)年度にはピークに比べ9%減少する見通しです。

第2部

第3部

第4部



〔推計方法〕

処理区域内人口の実績値に将来の傾向として、「習志野市人口推計結果報告書(令和元(2019)年6月)」の数値に鷺沼特定土地区画整理事業により令和9(2027)年度から14(2032)年度にかけて約3,400人およびJR津田沼駅南口の再開発事業により令和13(2031)年度に約1,200人が増加するものと見込み、時系列傾向分析法により推計しました。(企業局試算)

なお、区画整理事業および再開発事業として加算した人口は、想定した戸数に世帯傾向が近似すると考えられる奏の杜地区の世帯当たり人口2.6人(令和5(2023)年3月)を乗じ、市外転入率を50%と想定し推計しました。

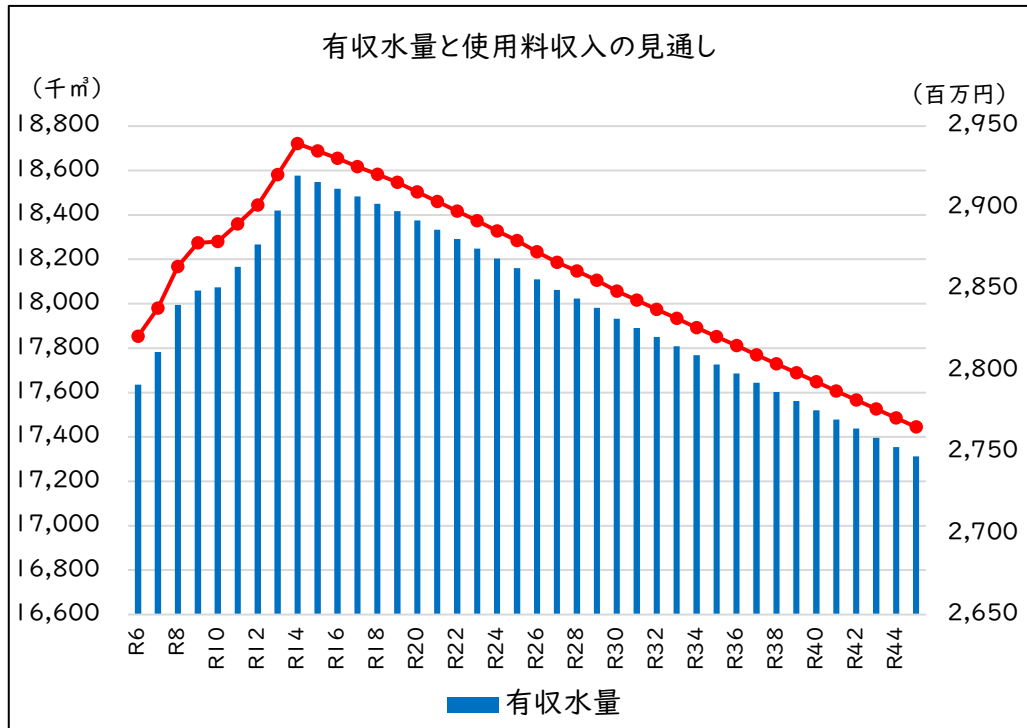
第5部

参考

②有収水量と使用料収入の見通し

有収水量は、節水機器の普及や節水意識の浸透により減少傾向にある中、処理区域内人口の減少に伴い令和14(2032)年度の約1,860万 m^3 をピークに減少し、令和45(2063)年度には、約1,730万 m^3 (Δ 130万 m^3 、 Δ 7%)となる見通しです。

使用料収入は、有収水量の減少に伴い減収が継続し、令和14(2032)年度の約29億4千万円をピークに令和45(2063)年度には、約27億7千万円(ピーク比で Δ 1億7千万円、 Δ 6%)となる見通しです。



[推計方法]

- ・一般家庭の有収水量は給水人口と一人当たりの使用量から算出し、業務用と工場用については過去の推移から有収水量を推計しました。これに使用料単価を乗じて、使用料収益を算出しました。

第2部 経営環境の見通し

第1部

(2) 将来の課題

① 人材確保とDX推進

本市では、平成8(1996)年以来の行財政改革において、内部管理経費の抑制、特に人件費の削減に重点的に取り組み、定員の適正化を図る中、企業局においても業務の効率化等が進み、職員数は年々減少してきました。なお、令和元(2019)年度に下水道事業統合により3事業の総職員数は増加しています。

令和5(2023)年4月1日現在の企業局全体の職員数は123人おり、その年齢構成は、中間層の30代と40代が76人(59.4%)とバランスの取れた人員構成となっています。

一方、事務職員と技術職員の割合は、事務職員68人(55.3%)、技術職員55人(44.7%)と事務職員の方が多くなっています。

インフラ事業を運営する公営企業として、技術力の維持向上を図るため技術職員を確保し、次世代を担う若手職員への技術の継承が必要です。

また、今後、組織のあり方を含め、更なる業務の効率化、民間活力の導入の検討を進めます。

さらに、業務の効率化や新たな顧客価値の提供を図るため、DX推進の検討を積極的に行い、Society5.0の実現に取り組む必要があります。

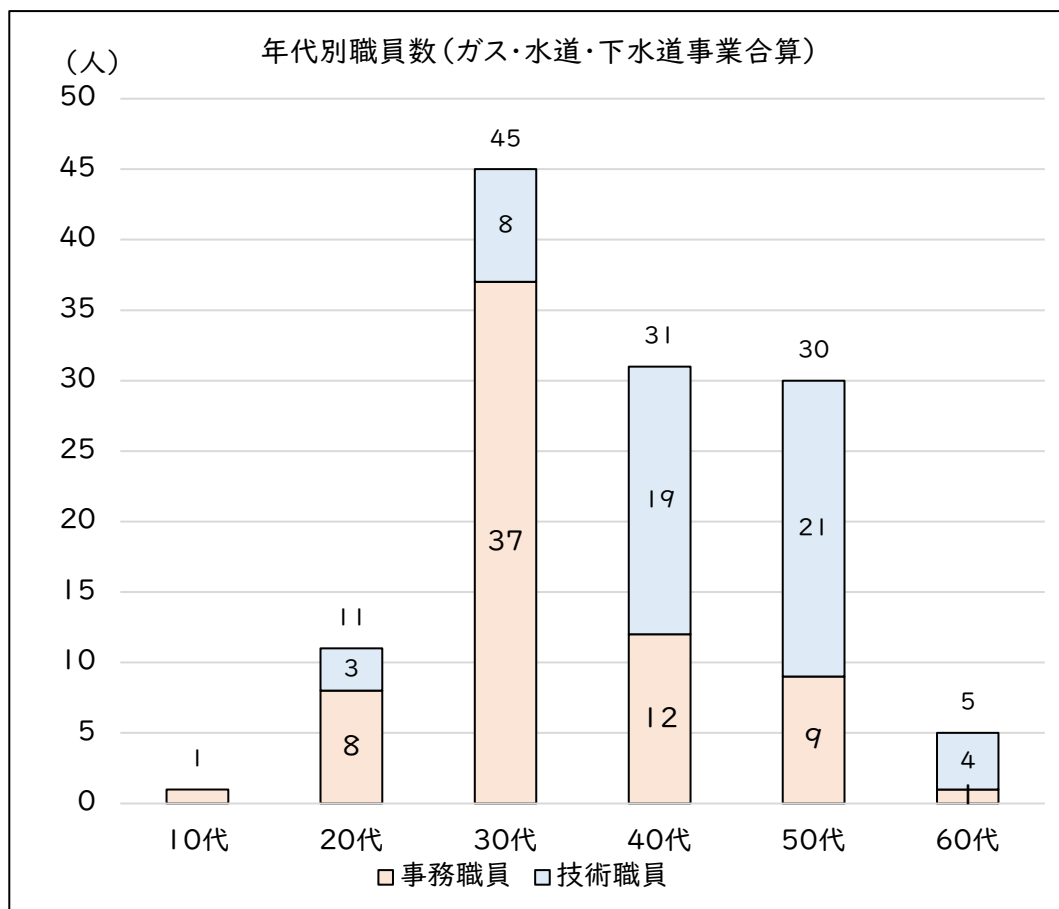
第2部

第3部

第4部

第5部

参考



②とりまく社会環境の変化

A. SDGs(持続可能な開発目標)達成を目指した動き

平成28(2016)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、令和12(2030)年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成されたものです。

本市においては、令和5(2023)年度～令和7(2025)年度を計画期間とする「習志野市SDGs戦略」を策定し、SDGsの目標達成の推進に取り組むものとしています。

企業局では、令和2(2020)年度からの前経営戦略において、各主要施策とSDGsの目標を結び付け、達成の推進に向け取り組んでいるところです。経営戦略においても、各施策と各目標を結び付け取り組んでいきます。

B. 脱炭素社会に向けた取組

地球温暖化対策として、国においては、令和2(2020)年10月に令和32(2050)年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

本市においては、令和4(2022)年6月に、ゼロカーボンシティに挑戦することを表明し、現在、「習志野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が行う事務事業およびすべての施設における温室効果ガスの削減を推進しています。

また、企業局では令和4(2022)年度からカーボンニュートラル都市ガスを局舎で使用開始しており、都市ガス使用により発生する温室効果ガスは実質ゼロとみなされています。

津田沼浄化センター水処理施設改築工事において、電力量を減少させるため送風機等のコンパクト化を図っています。

今後も更なる環境負荷低減の取組を推進する必要があります。

③地震対策

大地震発生時においても、安定した下水処理を維持できるよう、施設および管きよの耐震化を早期に図る必要があります。

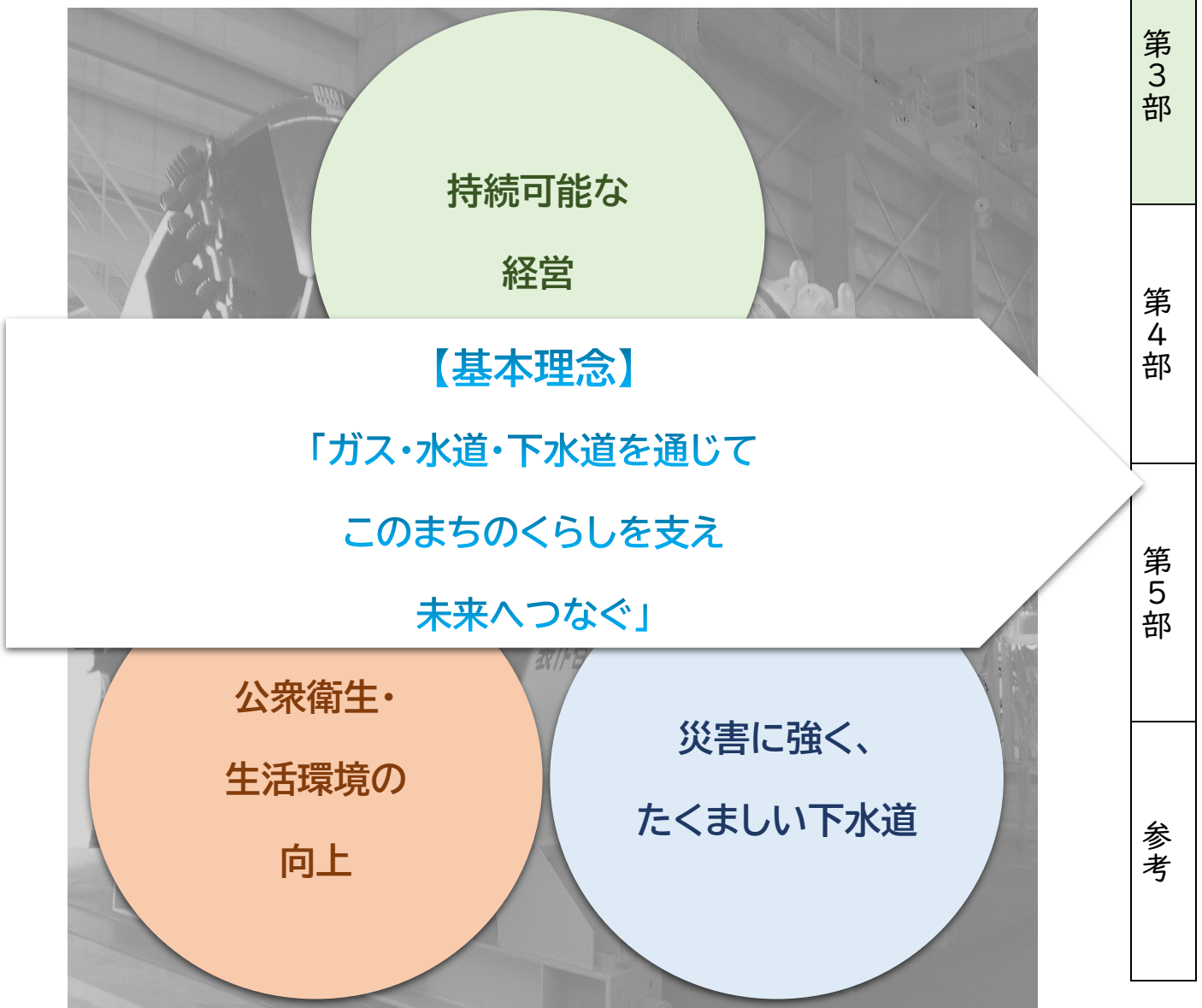
令和4(2022)年度末現在における重要な幹線等の耐震化率は93%であり、今後も耐震化率100%を目指し計画的な整備を進める必要があります。

第3部 経営戦略における方針

第2部において整理した今後想定される経営環境を踏まえ、本市が今後も下水道事業の持続可能な健全経営を継続していくに当たり、以下に基本理念、基本方針について定めま

1. 基本理念

人口減少社会の到来、脱炭素社会への挑戦など劇的な社会環境の変化の渦の中で、お客さまが快適で安心して暮らすことのできる社会を支え続けるべく、以下を経営戦略の10年間における基本理念とします。



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

2. 基本方針

(1) 公衆衛生・生活環境の向上

汚水処理について、汚水を処理する汚水管の整備を推進し、下水道普及率の向上に努めるとともに、汚水管を整備した地域においては、下水道の利用促進を図り水洗化率および公衆衛生の向上に努めます。

また、雨水処理について、大雨による道路冠水・床上床下浸水被害を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成に努めます。

第2部

(2) 持続可能な経営

下水道管は、ガス管や水道管と比較し口径が大きいため、整備に多額の費用を要します。また、汚水をきれいにして東京湾に放流している津田沼浄化センターは、汚水処理のための規模が大きい様々な施設を複数保有しており、これらの維持管理にも多額の費用を要します。

そのため、下水道施設の整備や維持管理については、将来の投資額や収益性を勘案し適切かつ合理的なマネジメントをした上で実施するものとします。

また、将来の担い手である人材の確保および育成を計画的に進め、技術力の維持を図るとともに、更なる業務の効率化に向け、組織の在り方やデジタル化の推進を積極的に検討します。

併せて、脱炭素社会へ向けた取組を加速するべく、CO₂排出量の削減を推進します。

本市は、令和4(2022)年度にゼロカーボンシティを宣言し、令和12(2030)年に平成25(2013)年比46%削減、2050年にカーボンニュートラル達成を目標として掲げています。企業局においても、この達成に寄与するため、電力使用におけるCO₂削減を中心に取組を推進します。

第3部

第4部

第5部

(3) 災害に強く、たくましい下水道

習志野市公共下水道総合地震対策計画に基づき、主要な汚水幹線の着実な耐震化を図ります。

また、施設の老朽化対策として、習志野市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場等の計画的かつ効率的な維持管理および更新を実施します。

参考

第3部 経営戦略における方針

3. 基本方針および主要施策

基本方針	主要施策
(1) 公衆衛生・生活環境の向上	① 汚水整備の拡充
	② 雨水整備の拡充
	③ 水洗普及の促進
	④ 水質規制の指導・監督
(2) 持続可能な経営	① 汚水処理の広域化
	② 民間資金・ノウハウの活用
	③ 定員管理適正化
	④ 人材育成と技術継承
	⑤ 料金の支払方法の多様化
	⑥ 地域福祉への貢献
	⑦ ICTを活用したお客さまの利便性の向上
	⑧ 下水道の情報発信と見える化
	⑨ 様々な媒体を活用した広報活動の実施
	⑩ 脱炭素への取組
(3) 災害に強く、たくましい下水道	① 施設の地震対策
	② 施設の老朽化対策
	③ 災害時対応の強化・関係機関との相互協力

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (1) 公衆衛生・生活環境の向上

【主要施策】 ① 汚水整備の拡充

第2部

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

安全で快適な生活環境の形成および水質汚濁の防止を目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

市域全域の汚水処理にかかる下水道管きょ施設の整備を令和8(2026)年度までに完了しています。

下水道を利用する市民が増えることで、海や川などの身近な自然環境を守り、公衆衛生が向上しています。

第3部

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

国は、令和8(2026)年度末までの汚水処理施設概成を要請しています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

河川および谷津干潟などの公有水面を除く全市域を公共下水道で整備する方針とし、地形、経済性等を考慮の上、市域を3つの処理区(津田沼・印旛・高瀬)に分割し整備を進めてきました。

令和4(2022)年度末の下水道処理人口普及率(処理区域人口/行政人口)は95.6%に達成しており概成している状況です。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

令和8(2026)年度 of 下水道管路整備完了に向け、建設事業を継続して進める必要があります。

雨水公費・汚水私費の原則から、汚水処理にかかる整備費用は下水道使用料から捻出されます。

事業を効率的に実施し、安定して継続していくためには、下水道整備および普及促進にかかる理解の向上とともに、国の交付金を活用するなどの適切な財源の確保が必要不可欠となります。

第4部

第5部

参考

◇ 目的達成および課題解決のための取組

財源確保のため、国、県に対して整備方針に基づく要望を行うとともに、市街化調整区域を含む未整備箇所計画的な事業執行に努めます。なお、未整備箇所のうち鷺沼区域については、令和5(2023)年度から事業着手されている「鷺沼特定土地区画整理事業」と一体的な整備を確実に進めます。

併せて、引き続き経費の削減に努め、最新の工法や材料を取り入れることで、更なる建設コスト削減を図るとともに、私道などの未整備箇所の住民等に汚水整備をPRし、更なる事業へ

の理解に努めることにより、円滑な事業の推進を図ります。

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
市街化区域 面整備 (津田沼 処理区)		実施	▶	▶	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
市街化 調整区域 面整備 (印旛処理区)		実施	▶	▶	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
鷺沼特定土地 区画整理事業 関連整備		実施	▶	▶	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市下水道基本計画	昭和40年度～令和6年度
習志野市公共下水道事業計画	津田沼処理区:昭和41年度～令和6年度 印旛処理区:昭和62年度～令和5年度 高瀬処理区:平成3年度～令和6年度

第2部

◇SDGs主な目標



第3部

第4部

第5部

参考

【基本方針】 (1) 公衆衛生・生活環境の向上

【主要施策】 ② 雨水整備の拡充

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

大雨による道路冠水・床上床下浸水被害を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

幹線施設建設および枝線整備の実施により、鷺沼台4丁目地区浸水対策のほか、市域全域にわたる広域的な浸水被害の軽減を図り、安全で快適な市民生活を実現しています。

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

国は雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において再度災害を防止・軽減するとし、令和7(2025)年度末の下水道雨水対策整備率を約70%とすることを目指しています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

雨水整備については、1時間当たり50mmの降雨を整備基準と定めて施設の整備を進めており、浸水の解消、軽減、未然防止に努めてきました。

現在、「習志野市公共下水道事業計画」における「都市浸水対策を実施すべき区域」1,575.5haに対する下水道雨水対策整備済面積は、1,145.73haであり下水道雨水対策整備率は72.7%となっています。

また、浸水被害が多発していた谷津地区において、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度に千葉県との共同事業によりポンプゲート等を設置し、浸水対策を行いました。

令和元(2019)年から、「鷺沼放流幹線」の整備に着手し、津田沼処理区の広域的な雨水対策の推進と合わせて、平成22(2010)年度および平成25(2013)年度に浸水被害が発生した鷺沼台4丁目地域の浸水被害の軽減に取り組んでいます。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

鷺沼放流幹線は早期の供用開始が望まれるほか、下水道雨水対策整備率は国が求める令和7(2025)年度70%を既に上回ってはいるものの今後も同整備率の向上を図るべく未整備地区への対策を進めていく必要があります。

雨水公費・汚水私費の原則から、雨水処理にかかる整備費用の一部は一般財源から捻出されます。事業を効率的に実施し、安定して継続していくためには、下水道整備にかかる理解の向上とともに、国の交付金を活用するなどの適切な財源の確保が必要不可欠となります。

第3部 経営戦略における方針

第1部

◇目的達成および課題解決のための取組

財源確保のため、国、県へ整備方針に基づく要望を行うとともに、令和6(2024)年度末の鷺沼放流幹線完成を目指します。

第2部

また、令和5(2023)年度から事業着手されている「鷺沼特定土地区画整理事業」と一体的な整備を確実に進めます。併せて、引き続き経費の削減に努め、最新の工法や材料を取り入れることで、更なる建設コスト縮減を図ります。

◇成果指標

第3部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
幹線施設整備 (鷺沼放流 幹線)		実施	—	—	—	—
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		—	—	—	—	—

第4部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
枝線整備 (鷺沼特定 土地区画整理 事業関連)		実施	▶	▶	—	—
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		—	—	—	—	—

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
枝線整備 (津田沼印旛 処理区)		実施	▶	▶	—	—
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		—	—	—	—	—

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市下水道基本計画	昭和40年度～令和6年度
習志野市公共下水道事業計画	津田沼処理区:昭和41年度～令和6年度 印旛処理区:昭和62年度～令和5年度 高瀬処理区:平成3年度～令和6年度

◇SDGs主な目標



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (1) 公衆衛生・生活環境の向上

【主要施策】 ③ 水洗普及の促進

第2部

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

下水道供用開始後、速やかに公共下水道の利用を促進することにより、公衆衛生の向上に資することを目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

処理区域内の未水洗化家屋への訪問により水洗化の普及を促進することで、公衆衛生が向上しています。

第3部

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

国は、令和8(2026)年度末までの汚水処理施設概成を要請しています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

下水道供用開始後1年以上経過した未水洗化家屋に対して、土日、祝日に個別訪問を行うなど水洗化の普及促進に努めており、令和4(2022)年度末の水洗化率は97.96%となっています。

また、自己負担となる宅内排水設備改造工事に関して、無利子で資金を貸付けする「水洗便所改造等資金貸付制度」により、お客さまの経済的な負担の軽減を図ってきました。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

金銭的な理由によるものや空き家等の未水洗化家屋の対応が必要不可欠です。

第4部

◇ 目的達成および課題解決のための取組

引き続き未水洗化家屋への個別訪問により、「水洗化」の必要性について説明するとともに、併せて「水洗便所改造等資金貸付制度」についても必要に応じて紹介します。

その他、ホームページや広報あじさい等を活用する中で十分なPRを行い、理解と協力が得られるよう努めていきます。

第5部

参考

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
水洗化率(%)	97.96	98.00	98.05	98.10	98.15	98.20
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		98.25	98.30	98.35	98.40	98.45

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市下水道基本計画	昭和40年度～令和6年度
習志野市公共下水道事業計画	津田沼処理区:昭和41年度～令和6年度
	印旛処理区:62年度～令和5年度
	高瀬処理区:平成3年度～令和6年度

◇SDGs主な目標



第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (1) 公衆衛生・生活環境の向上

【主要施策】 ④水質規制の指導・監督

第2部

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

下水道施設の機能を安定的に確保するとともに良好な水環境を創出します。

➤ 10年後の目指す姿

下水道施設の機能を維持し、安定した汚水処理を継続しています。

第3部

◇現状と課題

➤ 国や社会の動向

国は、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排水して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で義務付ける制度を下水道法に定めています。

また、工場等に除害施設を設置した場合、固定資産税の課税標準の特例措置（税の軽減）対象となる制度を設けています（地方税法・習志野市税条例）。

➤ これまでの「取組」と「現状」

事業場等に対し、除害施設などの設置・管理状況の確認や、必要に応じて維持管理の指導を行うとともに、排水が「下水道法」や「習志野市下水道条例」に定める水質基準に適合しているかを確認し、必要に応じて指導を実施しています。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

継続して、事業所等に対する排水状況の確認が必要です。

また、個々の家庭における油脂類の過度な排除等に対しては、検査や指導する機会がないためPR手法の検討が必要です。

第4部

第5部

◇目的達成および課題解決のための取組

引き続き、事業場等に対し、排水状況や除害施設の管理状況の確認を行うとともに、家庭用の有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、ホームページや広報あじさい等により水質規制に関する知識の普及と十分なPRを行い、理解と協力をいただけるよう努めます。

参考

◇SDGs主な目標



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (2) 持続可能な経営

【主要施策】 ① 汚水処理の広域化

第2部

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

高度経済成長期に集中的に整備された下水道施設の老朽化が今後急速に進むため、投資額を最大限合理化し下水道事業の健全経営の維持とお客さまへのサービス提供の継続の両立を目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

合理的かつ適切な投資を行うことにより下水道事業の安定経営を維持しているとともに、津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との汚水処理機能統合について詳細検討の結果に基づき推進しています。

第3部

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

下水道事業の持続可能な健全経営の推進のため、国から、広域化・共同化に向けた都道府県ごとのプラン策定が求められており、千葉県においては令和4(2022)年度に県が「広域化推進プラン」を策定しました。

第4部

➤ これまでの「取組」と「現状」

計画的な施設点検、更新等の実施により施設の持続的な機能確保およびライフサイクルコストの縮減に取り組んでいるとともに、汚水処理の広域化・共同化について、津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との機能統合による、施設更新費用等の圧縮を検討しています。

第5部

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場との広域化について、事業効果等を含めた詳細な検討が必要です。

参考

◇ 目的達成および課題解決のための取組

津田沼浄化センターと千葉県花見川第二終末処理場の広域化は、統合の実施方針や整備手法、事業効果の詳細検討を行う検討組織を設置するとともに、千葉県や関係市町との協議・調整を進めます。

第3部 経営戦略における方針

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
全体計画		検討	▶	▶	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
事業計画		-	-	検討	策定	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
施設設計 (詳細検討 含む)		-	-	-	実施	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	-	-

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

第2部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
施設整備		-	-	-	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	実施	▶	▶

第3部

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市公共下水道ストックマネジメント計画	令和5年度～令和9年度
習志野市下水道基本計画	昭和40年度～令和6年度
習志野市公共下水道事業計画	津田沼処理区:昭和41年度～令和6年度 印旛処理区:昭和62年度～令和5年度

第4部

◇SDGs主な目標



第5部

参考

【基本方針】 (2)持続可能な経営

【主要施策】 ②民間資金・ノウハウの活用

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

民間資金・ノウハウを活用することにより、津田沼浄化センターおよび管路施設等の老朽化に対応しつつ効率的な維持管理を実施することを目的としています。

➤10年後の目指す姿

津田沼浄化センターおよび管路施設等の維持管理が効率的に行われることにより、下水の処理機能および排水機能が維持されています。

◇現状と課題

➤国や社会の動向

国は下水道整備に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化するなど、下水道分野への民間活力の導入を進めています。

また、自治体の中には管路の維持管理に包括的民間委託を導入する動きも現れています。

➤これまでの「取組」と「現状」

より効率的な処理施設の運営を図るため、津田沼浄化センター等へ包括的民間委託を導入するとともに、管路の維持管理における包括的民間委託の活用について、調査・研究を進めてきました。

➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

老朽化対策やカーボンニュートラル社会への対応など、環境の変化により必要な取組は増加しています。

これらの取組を実施しながら持続的な事業運営を行うためには、技術やノウハウを持つ民間事業者との連携のさらなる強化が必要です。

◇目的達成および課題解決のための取組

津田沼浄化センター等の包括的民間委託による維持管理を継続するとともに、管路施設等の維持管理についても包括的民間委託の活用について、引き続き調査・研究を進めます。

第3部 経営戦略における方針

第1部

◇成果指標

第2部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
津田沼 浄化センター 包括的 民間委託		実施	▶	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

第3部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
管路施設 包括的 民間委託		検討	▶	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

第4部

◇SDGs主な目標

第5部



参考

【基本方針】 (2)持続可能な経営

【主要施策】 ③定員管理適正化

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

事業内容に合わせた必要人員の確保と技術レベルの維持を図ることを目的とします。

➤10年後の目指す姿

下水道事業に必要な人材の確保による安定処理および人件費のコスト管理による持続可能な健全経営を維持しています。

◇現状と課題

➤国や社会の動向

今後、労働人口の減少が懸念される一方で、年々業務が細分化され、きめ細やかな対応が求められています。

➤これまでの「取組」と「現状」

近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる傾向があったため、「土木技術職」等の技術職の採用を積極的に実施してきましたが、現状、全体に占める技術職員の割合は同規模の他公営事業体と比較して低い状況です。

➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

計画期間における各取組方針の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。

◇目的達成および課題解決のための取組

必要な人材の確保を図るべく、積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2022)年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。

また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組みます。

第3部 経営戦略における方針

第1部

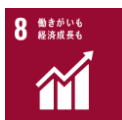
◇成果指標

指標名	基準値 (R5.4)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
職員数(人)	30	31	31	31	31	31
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		31	31	31	31	31

第2部

第3部

◇SDGs主な目標



第4部

第5部

参考

【基本方針】 (2) 持続可能な経営

【主要施策】 ④ 人材育成と技術継承

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

高度な技術と知識を有する人材を育成することにより、下水道事業の経営基盤の強化を図ることを目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

OJTやOFF-JTを通じて専門知識を継承又は習得することにより、的確な緊急対応および施設の維持管理や更新事業ならびに安定した下水道事業の経営を推進しています。

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

今後、労働人口の減少が懸念されるなか、定年延長等による労働者の職業人生が長期化し、働き方も多様化しています。

また、旧来は設計、施工から維持管理まで、職員が直接対応をしていましたが、近年は、限られた人数で多様な業務に対応するため、業務を委託する傾向があり、現場にて技術を培う機会が減少しています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

専門的な資格を取得し易い環境づくりや新規採用職員や転入職員に対して公営企業に特化した研修を実施しています。

なお、継続的に技術系の研修等を行っているものの、ベテラン職員の退職等による技術力の低下が危惧されているとともに、若年層において技術職員が少なくなっている状況です。

そのような中、目指すべき職員像を掲げ、技術力および実践力の維持・向上を目的とした「工務部技術関連人材育成ビジョン」を令和4(2022)年9月に策定しました。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

人材育成ビジョンに基づく、計画的な技術力の継承と人材の育成を図る必要があります。

◇ 目的達成および課題解決のための取組

人材育成ビジョンに基づき、必要な技術系研修等の調整管理を行い、各部署に必要な人材の育成を推進します。

また、OJTについても、今まで実施してきた研修に加え、他課の業務に携わって多角的な経験を積むワークトライアル研修や災害時の復旧作業に関わる実技研修を実施し、技術レベルの向上を図ります。

第3部 経営戦略における方針

第1部

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
技術系資格 保有度数 (件/人)	2.2	2.6	2.9	3.2	3.4	3.7
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		4.0	4.2	4.5	4.7	5.0

第2部

第3部

◇SDGs主な目標



第4部

第5部

参考

【基本方針】 (2) 持続可能な経営

【主要施策】 ⑤ 料金の支払方法の多様化

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

料金の支払方法を多様化し、お客さまサービスの向上を図ることを目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

多様なキャッシュレス決済の導入により、お客さまの利便性が向上しています。

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

近年では、コロナ禍を契機とした非接触による対応や事務の効率化を図るためDXが求められており、各種料金の支払方法についてキャッシュレス決済等の導入が進んでいます。

また、千葉県企業局では令和5(2023)年1月からクレジットカード払いが導入されています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

令和2(2020)年10月からスマホ決済によるキャッシュレス決済を導入しました。現在、約70%のお客さまが口座振替、約30%のお客さまがコンビニや金融機関での納付書払い、納付書払いのうち約15%のお客さまがキャッシュレス決済をご利用という状況です。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

現状のキャッシュレス決済にとどまらず、ICT技術の進展などの社会情勢を注視し、更なる利便性の向上を図るため、支払方法の多様化の検討が必要です。

◇ 目的達成および課題解決のための取組

新たな支払方法としてクレジットカード払い等の導入の検討を行い、支払方法の多様化に取り組みます。

また、キャッシュレス決済に関する情報発信を積極的に行い、現状納付書払いを選択されているお客さまに対し、キャッシュレス決済の選択肢を拡大し利便性の向上を図ります。

第3部 経営戦略における方針

第1部

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
クレジットカード 払いの導入		検討	導入	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

第2部

第3部

◇SDGs主な目標



第4部

第5部

参考

【基本方針】 (2) 持続可能な経営

【主要施策】 ⑥ 地域福祉への貢献

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、検針時の声かけを通して高齢者の孤立感の解消や異変の早期発見などに努め、地域福祉へ貢献することを目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

地域から孤立しやすい高齢者世帯や独居の高齢のお客さまへ検針時に声かけを行い、ゆるやかに見守ることを通じて、地域に愛され、選ばれる事業者になっています。

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

高齢者数の増加が予想され、高齢者のみの世帯や独居の高齢者世帯の増加が見込まれています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

本市の高齢者支援課が行う高齢者見守りネットワークの一登録事業者として、高齢者見守りネットワークの趣旨である「日常業務の中で地域の高齢者をゆるやかに見守る」ものとして、また地域福祉の一助として、平成30(2018)年10月から希望するお客さまに対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡しする「検針時高齢者声かけサービス」を実施しています。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

この制度が必要な方に利用していただくための周知方法の検討が必要です。

◇ 目的達成および課題解決のための取組

関係部署などとの連携や広報紙による周知を実施するなど、引き続き効果的な周知を図っていきます。

◇ SDGs主な目標



第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】(2)持続可能な経営

【主要施策】 ⑦ICTを活用したお客さまの利便性の向上

第2部

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

開閉栓や口座振替の申込、検針情報のICT化により各種手続きを簡略化し、お客さまの利便性やサービス向上につなげることを目的としています。

➤10年後の目指す姿

ICTを活用した、各種申請のオンライン化に努めるとともに、検針票のオンライン化(ペーパーレス化)を推進し、お客さまの利便性やサービス向上を図っています。

第3部

◇現状と課題

➤国や社会の動向

デジタル庁の開設や行政手続きのDX化などICTの活用が推進されています。

➤これまでの「取組」と「現状」

これまで、スマートフォン等によるキャッシュレス決済を導入するなど、デジタル化を促進してきた一方で、下水道の使用開始・停止の受付や口座振替の申込みといった手続きについて、現状、電話や書面での対応となっています。

➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

今後も、デジタル化をより一層推進することにより、お客さまサービスの向上と業務効率化を図っていく必要があります。

第4部

◇目的達成および課題解決のための取組

現在、電話や書面での対応となっている開閉栓の受付や口座振替の申込みといった手続きにおいて、オンラインでの受付を検討します。

また、紙で発行・投函している検針票については、料金や使用量等の情報がお客さまにて取得できるオンラインサービスを検討します。

第5部

参考

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
開閉栓 オンライン受付		導入	▶	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
検針票 オンライン サービス		検討	▶	▶	導入	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

◇SDGs主な目標



第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】(2)持続可能な経営

【主要施策】⑧下水道の情報発信と見える化

第2部

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

持続的な下水道事業の実現に向けて、下水道の役割や必要性への理解を深めることを目的としています。

➤10年後の目指す姿

下水道事業への関心と理解が深まっています。

第3部

◇現状と課題

➤国や社会の動向

下水道広報プラットフォーム(GKP)は、業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、下水道に関する広報活動を展開しており、活動の一環として地方公共団体がカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」の発行を希望する場合は、その製作発行を支援しています。

➤これまでの「取組」と「現状」

平成28(2016)年度に谷津干潟をデザインしたマンホールカードを作成し、本市の下水道事業への関心を高めるとともに本市のPRを行ってきました。

また、マンホールカードは、これまで約6,820枚(令和4(2022)年度末現在)配布しています。現在もマンホールカード配布による情報発信を実施しています。

➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

新たなマンホールカードを作成、登録するにあたり、配布場所等の条件設定について検討する必要があります。

第4部

第5部

◇目的達成および課題解決のための取組

新たなマンホールカードのデザイン選定方法や登録条件等について、関係部署と協議、調整を図ります。

参考

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
マンホール カード配布		実施	▶	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

◇SDGs主な目標



第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (2) 持続可能な経営

【主要施策】 ⑨ 様々な媒体を活用した広報活動の実施

第2部

◇ 施策の目的および10年後の目指す姿

➤ 施策の目的

広報紙およびインターネット等を活用して広報活動を行うことにより、お客さまの適切な下水道の使用を推進するとともに、企業局に対するお客さま満足度の向上を目的としています。

➤ 10年後の目指す姿

企業局の下水道事業について必要な情報を、分かりやすく、素早く、効果的にお客様が分かりやすく取得できるようになり、お客さまに信頼される下水道事業者としての地位を確立します。

第3部

◇ 現状と課題

➤ 国や社会の動向

広報紙の配布は新聞折込を中心としてきましたが、新聞購読者が年々減少しています。また、ICTの発展により情報伝達手段が多様化しています。

➤ これまでの「取組」と「現状」

企業局広報紙「広報あじさい」の年4回の発行やホームページによる情報発信を定期的に行っています。

また、災害や事故等発生時の情報発信方法として緊急情報サービス「ならしの」、X(旧Twitter)を活用しています。

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。

第4部

第5部

◇ 目的達成および課題解決のための取組

広報紙の発行やホームページによる情報発信を継続的に取り組みます。また、SNSや動画を活用した広報活動を実施します。

ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。

参考

◇ SDGs主な目標



【基本方針】 (2)持続可能な経営

【主要施策】 ⑩脱炭素への取組

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

習志野市温暖化対策実行計画に基づき、CO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

➤10年後の目指す姿

事業で使用する電気について、PPA等による再生可能エネルギーを活用することでCO₂排出ゼロの電気を使用しています。

◇現状と課題

➤国や社会の動向

平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

これを受け、政府は平成27(2015)年7月に令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26.0%減(平成17(2005)年度比で25.4%減)とする国の新たな地球温暖化対策計画を策定しました。令和3(2021)年10月、国は令和12(2030)年度における温室効果ガスを平成25(2015)年度比で全体として46%削減することを表明し、同月閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことが明記されています。

また、千葉県では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とする第4次計画「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編～千葉県庁エコオフィスパラン～」を策定し、平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年度に県の事務・事業に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を40%削減し、温室効果ガス排出量を34%削減することを目標としています。

➤これまでの「取組」と「現状」

本市では、平成11(1999)年度に第1次実行計画「習志野市エコオフィスパラン」(平成11(1999)年度から平成15(2003)年度)をスタートし、その後、第2次実行計画「習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成16(2004)年度から平成20(2008)年度)」、第3次実行計画「習志野市地球温暖化防止実行計画(平成21(2009)年度から平成30(2018)年度)」を通して、温室効果ガスの削減に努めてきました。さらに、令和4(2022)年度には、これまでの実行計画の取組をもとに、本市の事務事業に係る地球温暖化対策を推進するため、令和元(2019)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする第4次実行計画「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、推進しています。

企業局においては、当該実行計画に基づき節電や使用する紙の節約に努めるとともに、

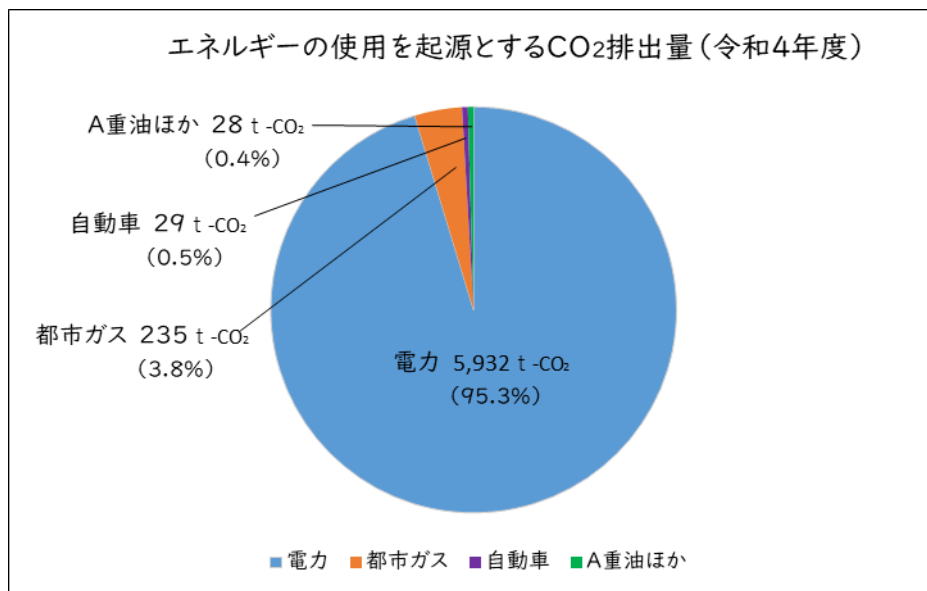
第3部 経営戦略における方針

第1部

令和4(2022)年度から、新たに、カーボンニュートラル都市ガスの導入を開始しました。

なお、企業局全体(3事業合算)におけるエネルギーの使用を起源とするCO₂排出量は、令和4(2022)年度実績で6,224t-CO₂であり、主に電力使用による排出の割合が多い状況となっています。

第2部



第3部

第4部

➤ 「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

企業局におけるCO₂排出量の大多数を占める電力使用に関する削減策として、事業活動で使用する電気を再生可能エネルギーとする等のPPA事業について、実現可能性の検討が必要です。

第5部

◇ 目的達成および課題解決のための取組

- ・PPA事業の可能性および実施スキームについて検討します。

◇ 成果指標

参考

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
PPA 導入検討		導入検討	検討結果 整理	-	-	-
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		-	-	-	-	-

◇SDGs主な目標



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (3) 災害に強く、たくましい下水道

【主要施策】 ①施設の地震対策

第2部

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

地震災害時にも被害を最小限に抑え、下水道が最低限有すべき機能を確保することを目的としています。

➤10年後の目指す姿

重要な幹線等の耐震化は概成しており、地震災害により市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことのない安心・安全な市民生活を確保しています。

第3部

◇現状と課題

➤国や社会の動向

施設の耐震化による「防災」と、被害最小化を図る「減災」とを組み合わせた総合的な地震対策を推進するため、下水道総合地震対策事業や下水道BCPの策定を推進しています。

➤これまでの「取組」と「現状」

平成27(2015)年度に策定した『習志野市下水道総合地震対策計画』に基づき重要な幹線等の耐震性能診断を行い、令和元(2019)年度から印旛処理区内の実花汚水幹線ならびに大久保汚水幹線の耐震対策を進めてきました。

令和4(2022)年度末現在の重要な幹線等の耐震化率は約93%となっています。

➤「10年後目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

現計画に位置付けている東習志野汚水幹線については、流量が非常に多いことから水量調査等を行いながら、耐震対策の検討を進めていく必要があります。

また、その他の幹線の耐震対策を進めるため、次期「習志野市下水道総合地震対策計画」を策定し、取り組む必要があります。

第5部

◇目的達成および課題解決のための取組

東習志野汚水幹線について、現場実態を踏まえた耐震対策手法を早期に確立し対策完了を目指します。

また、その他の幹線の耐震対策については、次期「習志野市下水道総合地震対策計画」に位置付け、対策を進めます。

参考

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
東習志野 汚水幹線の 耐震化		実施	▶	▶	—	—
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		—	—	—	—	—

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
その他の 幹線の耐震化		—	検討	▶	実施	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市下水道総合地震対策計画	平成27年度～令和6年度

◇SDGs主な目標



第3部 経営戦略における方針

第1部

【基本方針】 (3) 災害に強く、たくましい下水道

【主要施策】 ②施設の老朽化対策

第2部

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

老朽化施設の改築需要に適切に対応し、事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としています。

➤10年後の目指す姿

施設の計画的な点検、調査およびその結果に基づく健全度判定等を行い、修繕および更新を適切に実施することにより、継続的に機能を確保することで、安定的な下水処理を維持しています。

第3部

◇現状と課題

➤国や社会の動向

国は、平成28(2016)年度から下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する「下水道ストックマネジメント計画」の策定、および同計画に基づく点検・調査、改築を支援する「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設しています。

第4部

➤これまでの「取組」と「現状」

平成30(2018)年度に『習志野市公共下水道ストックマネジメント計画』を策定し、処理場、ポンプ場については施設の改築を、管路施設においては腐食環境下にある施設点検および、それ以外の施設の健全性等の実態を把握するための調査・点検を実施しました。

令和4(2022)年度からは、過年度の調査・点検結果を踏まえたストックマネジメント計画の見直しを行っているところです。

第5部

➤「10年後の目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

管路施設の老朽化率は経年変化に伴い上昇していくため計画的な更新が必要となります。

また、処理場とポンプ場は機能停止できない重要施設ですが、目標耐用年数を超える設備が多くあるため、管路施設と同様に計画的な更新が必要です。

このため、継続的に施設の調査、点検を実施し、施設の健全性等の把握に努めながら、計画的な修繕および更新等を進めていきます。

処理場とポンプ場においては、将来需要予測を加味し、施設の機能集約や統廃合、高機能化、省エネ化等の検討を行い、設備投資の合理化を図ることが必要不可欠です。

参考

◇目的達成および課題解決のための取組

習志野市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場とポンプ場や管路施設の計画的かつ効率的な維持管理および更新を実施します。

第3部 経営戦略における方針

また、処理場とポンプ場の更新にあたっては施設の機能集約や統廃合、高機能化、省エネ化等の検討を積極的に行い、整備・改築・維持管理・運転の最適化を図ります。

◇成果指標

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
処理場施設 改築更新		実施	▶			
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		実施	▶	▶	▶	▶

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
ポンプ場施設 改築更新		—	—	実施	▶	—
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		—	—	—	—	—

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
管路施設 改築更新		調査	計画	設計	実施	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第3部 経営戦略における方針

第1部

第2部

指標名	基準値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
管路施設 点検調査		実施	▶	▶	▶	▶
		R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		▶	▶	▶	▶	▶

◇関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市公共下水道ストックマネジメント計画	令和5年度～令和9年度

◇SDGs主な目標



第4部

第5部

参考

【基本方針】 (3) 災害に強く、たくましい下水道

【主要施策】 ③災害時対応の強化・関係機関との相互協力

◇施策の目的および10年後の目指す姿

➤施策の目的

災害時における職員一人ひとりの迅速な対応力・判断力の向上により組織全体としての災害対応力の向上を図ることを目的としています。

➤10年後の目指す姿

災害時の危機管理体制の充実に努め、万が一の緊急事態が生じても、お客さまの安全が確保され、下水道事業運営への支障を最小限にとどめることができる状態となっています。

◇現状と課題

➤国や社会の動向

国土交通省では、重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進しています。(下水道総合地震対策事業、応急復旧資機材整備等(効果促進事業))

また、被災時においても下水道が果たすべき公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全等の機能を迅速かつ高レベルで確保するため、平成21(2009)年11月に「下水道BCP策定マニュアル」を策定して以降、新たに発生した災害で浮かび上がった課題等を踏まえ随時改訂し、下水道BCPの策定および見直しを推進しており、今般では、「下水道BCP策定マニュアル2022年版(自然災害編)」を取りまとめています。

➤これまでの「取組」と「現状」

本市ではこれまで、地震災害時を想定した職員出勤・情報収集・情報伝達訓練に取り組んできました。また、令和4(2022)年度に「習志野市企業局災害対策要綱」を改定し、現行の組織体制に即した内容へ見直したところです。

➤「10年後の目指す姿」を実現するために「解決すべき課題」

大規模災害時は、本市単独での復旧対応力に限界があることが想定されることから、他事業者や協力会社との連携強化および災害時応援事業者の受入体制の整備が必要です。また、近年の激甚化する自然災害(浸水・停電)を想定した訓練にも取り組む必要があります。

◇目的達成および課題解決のための取組

- (1) 危機管理対策マニュアルについて、受入計画の整備および定期的な点検や見直しの定着化を図ります。
- (2) 他事業者との情報共有(連絡担当者会議等)や災害訓練(情報伝達訓練など)に参加し協力・連携の強化を図ります。
- (3) 習志野市企業局災害対策要綱に基づいた役割(非常体制)での訓練を実施し、部・課

第3部 経営戦略における方針

第1部

を超えた連携協力を図ります。

◇SDGs主な目標



第2部

第3部

第4部

第5部

参考

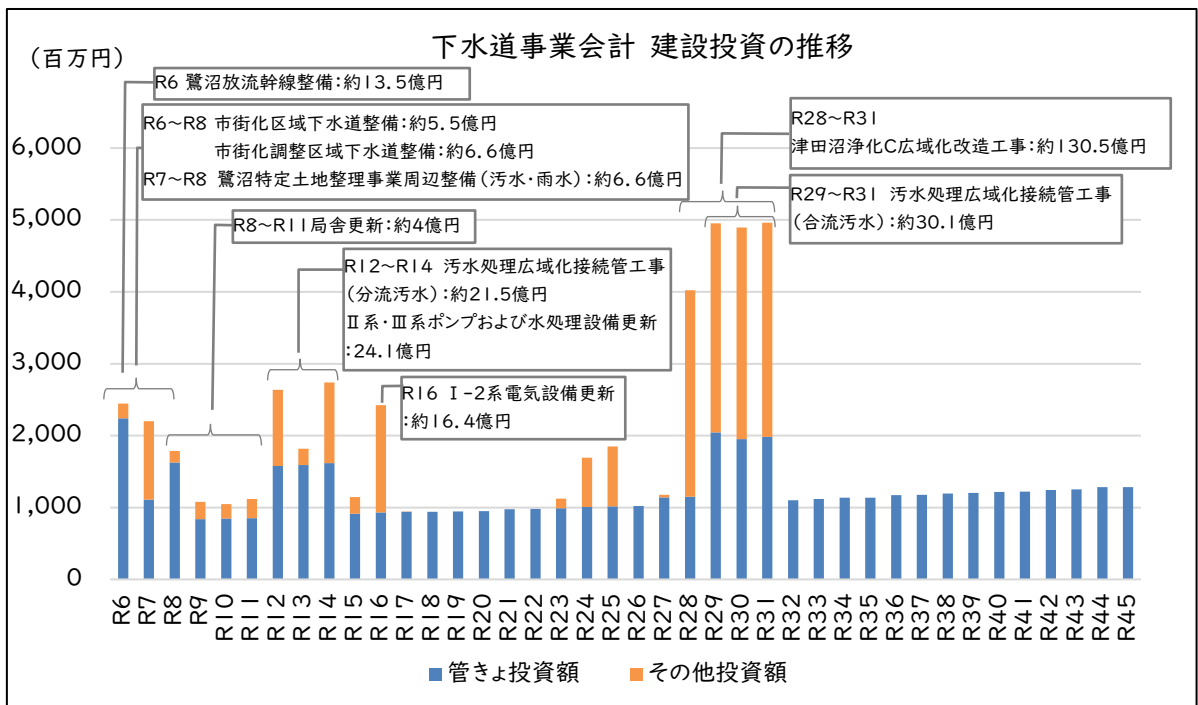
第4部 投資財政運営の方向性と取組

1. 投資財政計画

(1) 建設投資計画

今後40年間の建設投資計画は令和8(2026)年度に完了を目指す管路新設のほか、令和10(2028)年度から11(2029)年度の新局舎建設工事、令和12(2030)年度から令和14(2032)年度および令和28(2046)年度から令和31(2049)年度の汚水処理の広域化等を計画しており、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度の10年間で、約180億円の建設投資を見込んでいます。

なお、管路施設については、改築更新費用として令和9(2027)年度から毎年約10億円程度を計上していますが、改築更新は今後の検討課題であり、将来の投資額は大幅に増加する可能性もあります。



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

(2) 収益的収支・純損益の推移

保有している施設の更新等を前経営戦略と同様に「習志野市下水道基本計画書」に基づき修繕および更新を実施した場合、令和6(2024)年度から45(2063)年度までの収益的支出総額2,300億円、資本的支出総額1,144億円となります。

また、純損失は発生しない見込みとなります。

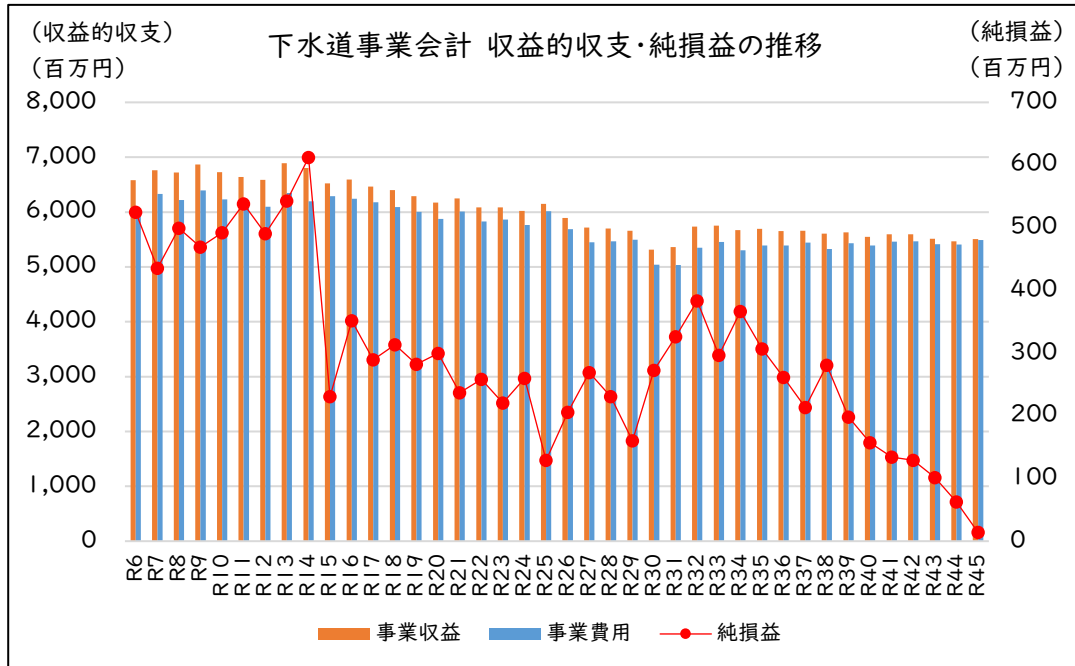
第2部

第3部

第4部

第5部

参考



第4部 投資財政運営の方向性と取組

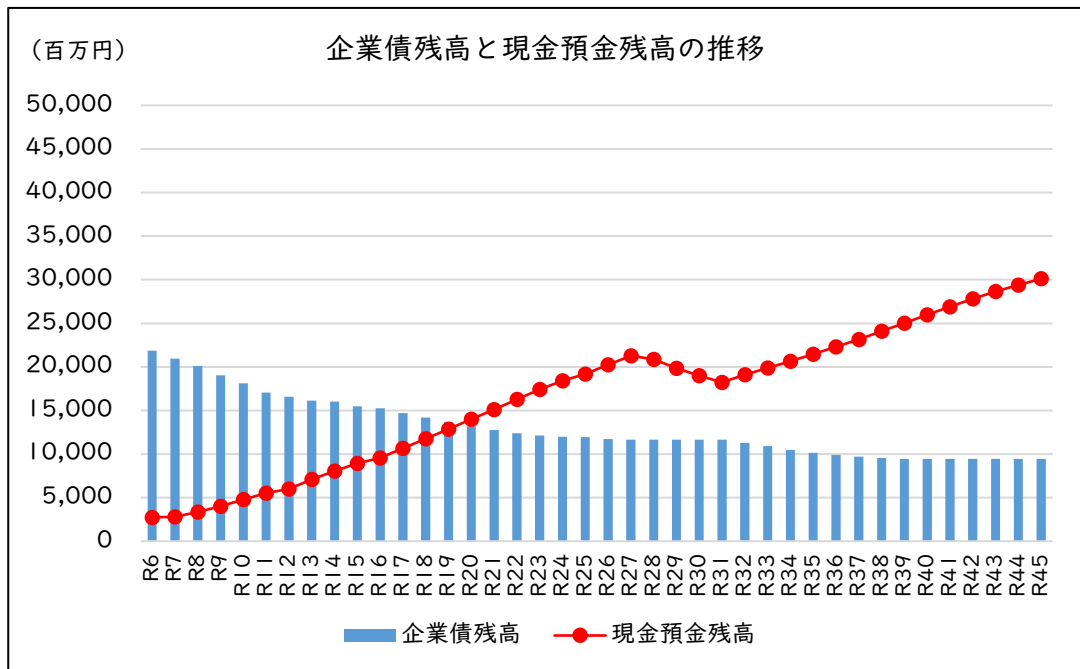
(3) 企業債残高と現金預金残高の推移

投資財政計画における企業債残高と現金預金残高の推移は次のとおりです。

企業債残高は、緩やかに減少する見込みとなりました。

計画期間における企業債残高は、218億円から155億円となり、63億円減少する見込みとなりました。

また、現金預金残高は、27億円から89億円となり、62億円増加する見込みとなりましたが、管路施設の改築更新の検討を予定しており、将来的には改築更新費用が増大し、現金預金残高は増加していかない可能性もあります。



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

(4) 建設投資財源計画

令和6(2024)年度から令和45(2063)年度の建設投資財源計画は次のとおりです。

国庫補助金は(社会資本整備総合交付金)は、補助対象事業費の50%(一部終末処理場事業費は55%)として見込んでいます。令和6(2024)年度から令和8(2026)年度は管路施設の新設事業費に、令和12(2030)年度から令和14(2032)年度および令和29(2047)年度から令和31(2049)年度は汚水処理の広域化の事業費に充てるため国庫補助金が多額となっています。

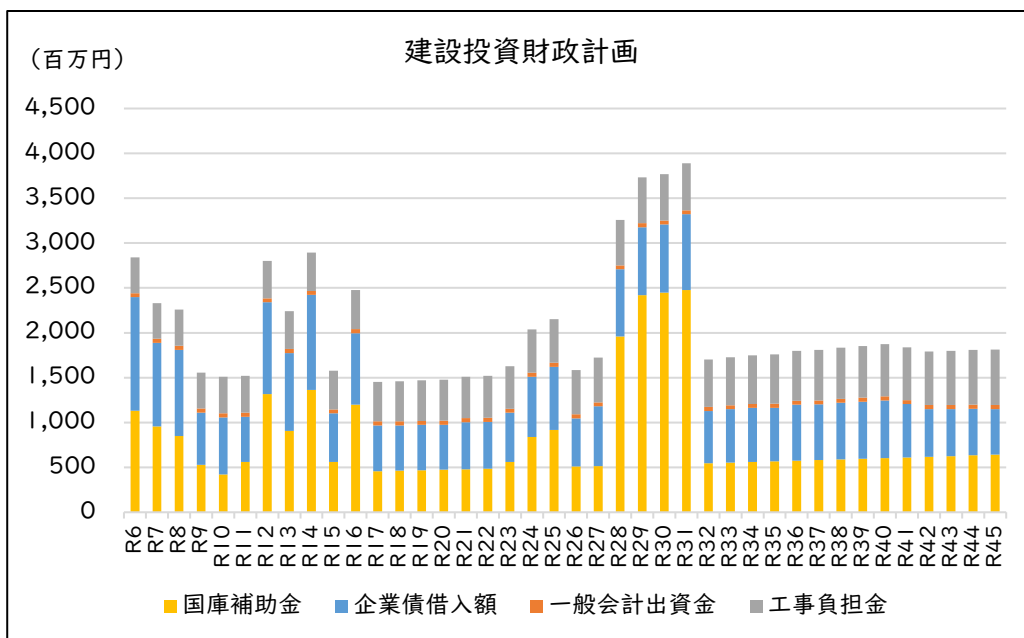
企業債は、主に補助対象事業費に国庫補助金を充てた残りの財源として借り入れます。財政負担の平準化、世代間の負担の公平性の観点からも建設投資にかかる企業債は毎年発行することで財源の確保をしていきます。ただし、毎年の借入額は、原則として元金償還の範囲内とし、企業債残高の縮減に努めます。

第2部

第3部

第4部

第5部



参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【収益的収支】令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

(単位:千円)(税抜き)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,626,790	4,747,931	4,682,701	4,812,018	4,724,496	4,695,027	4,687,317	5,016,681	4,930,127	4,689,840
	(1) 使 用 料 収 入	2,820,969	2,838,089	2,863,762	2,883,490	2,879,097	2,889,811	2,888,603	2,925,574	2,939,244	2,934,776
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	1,805,821	1,909,842	1,818,939	1,928,528	1,845,399	1,805,216	1,798,714	2,091,107	1,990,883	1,755,064
	2. 営 業 外 収 益	1,952,637	2,015,287	2,036,516	2,054,152	2,001,085	1,944,065	1,901,384	1,871,200	1,874,855	1,830,153
	(1) 補 助 金	0	0	12,865	34,995	13,145	14,774	13,375	13,145	35,115	13,307
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	0	0	12,865	34,995	13,145	14,774	13,375	13,145	35,115	13,307
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,881,991	1,944,519	1,952,762	1,948,147	1,916,806	1,858,035	1,816,628	1,786,550	1,763,198	1,735,268
	(3) そ の 他	70,646	70,768	70,889	71,010	71,134	71,256	71,381	71,505	76,542	81,578
収 入 計 (C)	6,579,427	6,763,218	6,719,217	6,866,170	6,725,581	6,639,092	6,588,701	6,887,881	6,804,982	6,519,993	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,774,694	6,063,332	5,968,261	6,152,292	5,999,812	5,876,833	5,886,588	6,138,919	5,994,749	6,094,503
	(1) 職 員 給 与 費	283,418	283,904	284,383	284,869	285,354	285,840	286,323	286,808	287,295	287,785
	基 本 給	106,451	106,632	106,814	106,995	107,178	107,359	107,541	107,725	107,908	108,090
	退 職 給 付 費	26,545	26,590	26,635	26,680	26,727	26,772	26,817	26,862	26,908	26,955
	そ の 他	150,422	150,682	150,934	151,194	151,449	151,709	151,965	152,221	152,479	152,740
	(2) 経 費	2,162,055	2,303,274	2,189,505	2,381,777	2,264,848	2,221,012	2,290,584	2,589,506	2,494,374	2,671,802
	動 力 費										
	修 繕 費	287,243	375,366	255,401	400,577	282,406	209,867	248,548	555,066	398,746	417,961
	材 料 費										
	そ の 他	1,874,812	1,927,908	1,934,104	1,981,200	1,982,442	2,011,145	2,042,036	2,034,440	2,095,628	2,253,841
(3) 減 価 償 却 費 用	3,329,221	3,476,154	3,494,373	3,485,646	3,449,610	3,369,981	3,309,681	3,262,605	3,213,080	3,134,916	
2. 営 業 外 費 用	279,810	264,366	251,791	244,973	233,624	224,061	211,736	206,187	198,358	195,006	
(1) 支 払 利 息	277,624	262,168	249,581	242,751	231,390	221,814	209,477	203,915	196,074	192,710	
(2) そ の 他	2,186	2,198	2,210	2,222	2,234	2,247	2,259	2,272	2,284	2,296	
支 出 計 (D)	6,054,504	6,327,698	6,220,052	6,397,265	6,233,436	6,100,894	6,098,324	6,345,106	6,193,107	6,289,509	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	524,923	435,520	499,165	468,905	492,145	538,198	490,377	542,775	611,875	230,484	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	524,923	435,520	499,165	468,905	492,145	538,198	490,377	542,775	611,875	230,484	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	304,929	524,923	435,520	499,165	468,905	492,145	538,198	490,377	542,775	611,875	
流 動 資 産 (J)	2,996,863	3,052,287	3,594,861	4,382,117	5,276,319	6,351,986	7,256,611	8,635,078	9,712,471	10,724,262	
う ち 現 金 預 金	2,740,979	2,794,977	3,335,411	4,121,023	5,015,591	6,090,365	6,995,091	8,370,477	9,446,731	10,458,894	
う ち 未 収 金	258,589	260,015	262,155	263,799	263,433	264,326	264,225	267,306	268,445	268,073	
流 動 負 債 (K)	2,025,102	1,984,517	1,754,193	1,688,133	1,492,886	1,376,982	1,226,279	1,201,806	1,185,378	1,218,930	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,804,239	1,760,387	1,491,024	1,384,631	1,184,756	1,055,009	979,206	906,432	926,801	935,324	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	201,728	202,034	238,109	275,471	277,122	287,984	210,096	255,406	215,612	237,637	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,626,790	4,747,931	4,682,701	4,812,018	4,724,496	4,695,027	4,687,317	5,016,681	4,930,127	4,689,840	
地 方 財 政 法 に よ り (L)/(M) × 100) 資 金 不 足 の 比 率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経 常 収 支 比 率 ((C)/(D) × 100)	109%	107%	108%	107%	108%	109%	108%	109%	110%	104%	
流 動 比 率 ((J)/(K) × 100)	148%	154%	205%	260%	353%	461%	592%	719%	819%	880%	
経 費 回 収 率	123%	118%	121%	119%	121%	123%	120%	123%	126%	109%	

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

【収益的収支】令和16(2024)年度～令和25(2043)年度

(単位:千円)(税抜き)

区 分		令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,693,579	4,694,423	4,692,879	4,599,130	4,532,826	4,659,141	4,537,580	4,565,513	4,533,303	4,758,886	
	(1) 使 用 料 収 入	2,930,171	2,930,452	2,920,353	2,915,416	2,909,471	2,908,920	2,897,762	2,891,801	2,885,573	2,884,817	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	(3) そ の 他	1,763,408	1,763,971	1,772,526	1,683,714	1,623,355	1,750,221	1,639,818	1,673,712	1,647,730	1,874,069	
	2. 営 業 外 収 益 (C)	1,900,517	1,772,083	1,708,541	1,687,459	1,638,745	1,589,838	1,548,594	1,520,941	1,488,954	1,387,672	
	(1) 補 助 金	101,364	12,273	12,273	34,123	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	34,123	12,273
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	101,364	12,273	12,273	34,123	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	34,123	12,273
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,717,447	1,677,976	1,614,308	1,571,246	1,544,252	1,495,214	1,453,839	1,426,055	1,372,086	1,292,522	
	(3) そ の 他	81,706	81,834	81,960	82,090	82,220	82,351	82,482	82,613	82,745	82,877	
収 入 計 (C)	6,594,096	6,466,506	6,401,420	6,286,589	6,171,571	6,248,979	6,086,174	6,086,454	6,022,257	6,146,558		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	6,051,415	6,000,513	5,922,570	5,852,331	5,729,259	5,877,212	5,700,045	5,742,808	5,643,601	5,901,391	
	(1) 職 員 給 与 費	288,278	288,771	289,253	289,749	290,241	290,739	291,235	291,734	292,233	292,725	
	基 本 給	108,275	108,459	108,643	108,828	109,013	109,197	109,383	109,569	109,755	109,942	
	退 職 給 付 費	27,000	27,046	27,092	27,137	27,183	27,230	27,276	27,323	27,369	27,415	
	そ の 他	153,003	153,266	153,518	153,784	154,045	154,312	154,576	154,842	155,099	155,368	
	(2) 経 費	2,696,620	2,725,460	2,723,447	2,699,686	2,605,950	2,817,138	2,704,678	2,796,983	2,799,210	3,198,067	
	動 力 費											
	修 繕 費	419,185	413,291	420,284	323,957	229,898	405,991	247,019	347,251	276,401	673,064	
	材 料 費											
	そ の 他	2,277,435	2,312,169	2,303,163	2,375,729	2,376,052	2,411,147	2,457,659	2,449,732	2,522,809	2,525,003	
(3) 減 価 償 却 費	3,066,517	2,986,282	2,909,870	2,862,896	2,833,068	2,769,335	2,704,132	2,654,091	2,552,168	2,410,599		
2. 営 業 外 費 用	191,252	176,526	165,637	151,817	142,866	134,773	128,136	123,180	119,023	116,119		
(1) 支 払 利 息	188,943	174,204	163,303	149,469	140,505	132,400	125,750	120,780	116,610	113,693		
(2) そ の 他	2,309	2,322	2,334	2,348	2,361	2,373	2,386	2,400	2,413	2,426		
支 出 計 (D)	6,242,667	6,177,039	6,088,207	6,004,148	5,872,125	6,011,985	5,828,181	5,865,988	5,762,624	6,017,510		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	351,429	289,467	313,213	282,441	299,446	236,994	257,993	220,466	259,633	129,048		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	351,429	289,467	313,213	282,441	299,446	236,994	257,993	220,466	259,633	129,048		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	230,484	351,429	289,467	313,213	282,441	299,446	236,994	257,993	220,466	259,633		
流 動 資 産 (J)	9,826,303	10,918,818	12,031,229	13,108,069	14,249,259	15,362,803	16,532,043	17,671,180	18,669,293	19,443,828		
う ち 現 金 預 金	9,561,319	10,653,811	11,767,063	12,844,315	13,986,000	15,099,590	16,269,760	17,409,394	18,408,026	19,182,624		
う ち 未 収 入	267,689	267,712	266,871	266,459	265,964	265,918	264,988	264,491	263,972	263,909		
流 動 負 債 (K)	1,235,583	1,360,177	1,500,876	1,591,550	1,685,526	1,769,249	1,817,480	1,901,087	1,964,900	2,014,427		
う ち 建 設 改 良 費 分	998,486	985,008	990,020	947,231	904,012	862,016	781,934	753,086	729,622	714,054		
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金	118,972	120,763	119,618	120,623	123,860	125,023	126,880	125,663	126,727	130,034		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,693,579	4,694,423	4,692,879	4,599,130	4,532,826	4,659,141	4,537,580	4,565,513	4,533,303	4,758,886		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
経 常 収 支 比 率 ((C)/(D) × 100)	106%	105%	105%	105%	105%	104%	104%	104%	105%	102%		
流 動 比 率 ((J)/(K) × 100)	795%	803%	802%	824%	845%	868%	910%	930%	950%	965%		
経 費 回 収 率	114%	111%	112%	111%	111%	109%	110%	108%	110%	105%		

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【収益的収支】令和26(2044)年度～令和35(2053)年度

(単位:千円)(税抜き)

年 度		令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,615,069	4,522,971	4,602,027	4,577,807	4,320,575	4,243,391	4,466,186	4,507,899	4,468,679	4,499,900
	(1) 使 用 料 収 入	2,872,755	2,866,350	2,860,982	2,860,353	2,848,598	2,843,005	2,837,414	2,836,928	2,826,251	2,820,679
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	1,742,314	1,656,621	1,741,045	1,717,454	1,471,977	1,400,386	1,628,772	1,670,971	1,642,428	1,679,221
	2. 営 業 外 収 益 (C)	1,276,489	1,193,556	1,096,697	1,080,369	994,985	1,119,973	1,266,371	1,242,812	1,202,044	1,195,793
	(1) 補 助 金	12,273	12,273	12,273	34,123	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	12,273	12,273	12,273	34,123	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,181,204	1,098,135	1,001,141	962,827	899,157	937,902	998,056	974,357	933,450	927,059
	(3) そ の 他	83,012	83,148	83,283	83,419	83,555	169,798	256,042	256,182	256,321	256,461
収 入 計 (C)	5,891,558	5,716,527	5,698,724	5,658,176	5,315,560	5,363,364	5,732,557	5,750,711	5,670,723	5,695,693	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,582,890	5,341,301	5,364,217	5,394,018	4,934,091	4,927,552	5,240,257	5,351,952	5,209,993	5,302,162
	(1) 職 員 給 与 費	293,226	293,723	294,222	294,728	295,237	295,733	296,240	296,737	297,246	297,758
	基 本 給	110,129	110,317	110,505	110,692	110,878	111,068	111,258	111,445	111,635	111,825
	退 職 給 付 費	27,463	27,509	27,556	27,602	27,650	27,697	27,744	27,790	27,837	27,886
	そ の 他	155,634	155,897	156,161	156,434	156,709	156,968	157,238	157,502	157,774	158,047
	(2) 経 費	3,068,990	2,978,746	3,186,938	3,280,449	2,951,058	2,854,465	3,025,157	3,189,075	3,125,426	3,231,782
	動 力 費										
	修 繕 費	523,761	380,468	594,458	612,374	284,020	158,495	136,207	295,151	190,297	242,211
	材 料 費										
	そ の 他	2,545,229	2,598,278	2,592,480	2,668,075	2,667,038	2,695,970	2,888,950	2,893,924	2,935,129	2,989,571
(3) 減 価 償 却 費	2,220,674	2,068,832	1,883,057	1,818,841	1,687,796	1,777,354	1,918,860	1,866,140	1,787,321	1,772,622	
2. 営 業 外 費 用	103,007	106,064	103,958	104,093	109,038	109,557	109,015	102,095	94,054	86,718	
(1) 支 払 利 息	100,568	103,611	101,492	101,613	106,545	107,050	106,494	99,560	91,505	84,155	
(2) そ の 他	2,439	2,453	2,466	2,480	2,493	2,507	2,521	2,535	2,549	2,563	
支 出 計 (D)	5,685,897	5,447,365	5,468,175	5,498,111	5,043,129	5,037,109	5,349,272	5,454,047	5,304,047	5,388,880	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	205,661	269,162	230,549	160,065	272,431	326,255	383,285	296,664	366,676	306,813	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	205,661	269,162	230,549	160,065	272,431	326,255	383,285	296,664	366,676	306,813	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	129,048	205,661	269,162	230,549	160,065	272,431	326,255	383,285	296,664	366,676	
流 動 資 産 (J)	20,487,322	21,541,092	21,168,506	20,280,569	19,514,515	18,825,296	19,721,139	20,493,391	21,274,323	22,066,990	
う ち 現 金 預 金	20,227,123	21,281,426	20,853,519	19,854,821	18,995,196	18,208,812	19,105,121	19,877,413	20,659,235	21,452,366	
う ち 未 収 金	262,904	262,371	261,923	261,871	260,891	260,425	259,959	259,919	259,029	258,565	
流 動 負 債 (K)	2,100,296	2,215,447	2,225,042	2,230,906	2,321,113	2,407,288	2,496,942	2,620,122	2,630,820	2,716,595	
う ち 建 設 改 良 費 分	693,443	710,691	718,507	720,170	803,773	885,636	950,304	988,371	907,818	907,818	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	131,183	133,200	131,906	133,027	136,543	137,764	63,931	63,137	64,272	66,435	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,615,069	4,522,971	4,602,027	4,577,807	4,320,575	4,243,391	4,466,186	4,507,899	4,468,679	4,499,900	
地 方 財 政 法 に よ り (L)/(M) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資 金 不 足 の 比 率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経 常 収 支 比 率 ((C)/(D) × 100)	104%	105%	104%	103%	105%	106%	107%	105%	107%	106%	
流 動 比 率 ((J)/(K) × 100)	975%	972%	951%	909%	841%	782%	790%	782%	809%	812%	
経 費 回 収 率	108%	110%	109%	106%	111%	113%	116%	112%	115%	112%	

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

【収益的収支】令和36(2054)年度～令和45(2063)年度

(単位:千円)(税抜き)

区 分		令和36年度	令和37年度	令和38年度	令和39年度	令和40年度	令和41年度	令和42年度	令和43年度	令和44年度	令和45年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,466,590	4,488,894	4,455,106	4,492,293	4,451,413	4,510,945	4,535,651	4,507,703	4,470,025	4,536,452	
	(1) 使 用 料 収 入	2,815,111	2,814,593	2,803,990	2,798,435	2,792,882	2,792,323	2,781,786	2,776,241	2,770,698	2,770,091	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	(3) そ の 他	1,651,479	1,674,301	1,651,116	1,693,858	1,658,531	1,718,622	1,753,865	1,731,462	1,699,327	1,766,361	
	2. 営 業 外 収 益	1,183,852	1,168,854	1,151,483	1,134,944	1,097,630	1,084,508	1,057,096	1,006,238	998,659	969,384	
	(1) 補 助 金	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	914,976	899,834	883,060	870,254	832,820	819,579	792,045	741,066	733,366	703,969	
	(3) そ の 他	256,603	256,747	256,150	252,417	252,537	252,656	252,778	252,899	253,020	253,142	
収 入 計 (C)	5,650,442	5,657,748	5,606,589	5,627,237	5,549,043	5,595,453	5,592,747	5,513,941	5,468,684	5,505,836		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,308,824	5,369,866	5,256,021	5,355,544	5,313,656	5,374,642	5,367,702	5,316,765	5,309,980	5,395,708	
	(1) 職 員 給 与 費	298,269	298,772	299,286	299,791	300,304	300,816	301,332	301,846	302,360	302,878	
	基 本 給	112,017	112,206	112,397	112,588	112,778	112,972	113,163	113,355	113,547	113,741	
	退 職 給 付 費	27,933	27,980	28,027	28,075	28,123	28,171	28,218	28,266	28,314	28,364	
	そ の 他	158,319	158,586	158,862	159,128	159,403	159,673	159,951	160,225	160,499	160,773	
	(2) 経 費	3,257,102	3,324,066	3,216,606	3,321,299	3,347,732	3,417,976	3,455,744	3,507,501	3,512,626	3,646,851	
	動 力 費											
	修 繕 費	244,256	273,697	145,884	208,762	180,204	233,910	213,195	255,404	217,379	292,443	
	材 料 費											
	そ の 他	3,012,846	3,050,369	3,070,722	3,112,537	3,167,528	3,184,066	3,242,549	3,252,097	3,295,247	3,354,408	
(3) 減 価 償 却 費	1,753,453	1,747,028	1,740,129	1,734,454	1,665,620	1,655,850	1,610,626	1,507,418	1,494,994	1,445,979		
2. 営 業 外 費 用	80,417	74,625	69,869	73,706	78,428	86,611	96,007	95,846	95,796	96,054		
(1) 支 払 利 息	77,840	72,034	67,264	71,086	75,794	83,962	93,344	93,168	93,103	93,346		
(2) そ の 他	2,577	2,591	2,605	2,620	2,634	2,649	2,663	2,678	2,693	2,708		
支 出 計 (D)	5,389,241	5,444,491	5,325,890	5,429,250	5,392,084	5,461,253	5,463,709	5,412,611	5,405,778	5,491,762		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	261,201	213,257	280,699	197,987	156,959	134,200	129,038	101,330	62,908	14,074		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	261,201	213,257	280,699	197,987	156,959	134,200	129,038	101,330	62,908	14,074		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	306,813	261,201	213,257	280,699	197,987	156,959	134,200	129,038	101,330	62,908		
流 動 資 産 (J)	22,915,246	23,757,997	24,699,201	25,642,368	26,575,822	27,512,323	28,429,050	29,250,840	30,016,034	30,722,548		
う ち 現 金 預 金	22,301,086	23,143,881	24,085,968	25,029,598	25,963,515	26,900,062	27,817,667	28,639,920	29,405,575	30,112,140		
う ち 未 収 入	258,101	258,057	257,174	256,711	256,248	256,202	255,324	254,861	254,400	254,349		
流 動 負 債 (K)	2,755,522	2,821,363	2,821,747	2,833,240	2,832,469	2,834,909	2,891,940	2,941,114	2,986,755	3,036,806		
う ち 建 設 改 良 費 分	870,611	863,532	786,144	725,073	656,081	594,764	586,864	579,208	571,020	571,020		
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金	65,521	66,282	65,428	66,638	68,931	67,956	68,763	67,854	69,133	71,567		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,466,590	4,488,894	4,455,106	4,492,293	4,451,413	4,510,945	4,535,651	4,507,703	4,470,025	4,536,452		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
経 常 収 支 比 率 ((C)/(D) × 100)	105%	104%	105%	104%	103%	102%	102%	102%	101%	100%		
流 動 比 率 ((J)/(K) × 100)	832%	842%	875%	905%	938%	970%	983%	995%	1005%	1012%		
経 費 回 収 率	110%	108%	111%	108%	106%	105%	105%	104%	102%	101%		

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【資本的収支】令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

(単位:千円)(税込み)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分											
資本的収入	1. 企業債	1,267,400	931,800	961,600	582,800	638,500	504,700	1,024,700	866,800	1,057,900	540,900
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	1,130,676	957,420	848,680	527,755	419,880	559,644	1,316,268	908,190	1,364,943	561,448
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	398,433	396,934	402,397	400,894	405,827	410,837	415,757	420,737	425,720	430,841
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	2,841,065	2,330,710	2,257,233	1,556,005	1,508,763	1,519,737	2,801,281	2,240,283	2,893,119	1,577,745	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	2,841,065	2,330,710	2,257,233	1,556,005	1,508,763	1,519,737	2,801,281	2,240,283	2,893,119	1,577,745	
資本的支出	1. 建設改良費	2,774,270	2,508,928	2,061,760	1,316,398	1,257,555	1,311,447	2,804,843	1,966,699	2,877,768	1,282,376
	うち職員給与費	67,139	67,253	67,370	67,486	67,606	67,719	67,837	67,953	68,068	68,188
	2. 企業債償還金	2,022,926	1,843,291	1,799,439	1,641,325	1,558,788	1,568,930	1,490,510	1,316,504	1,164,363	1,105,431
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他	900	900	900	900	900	0	0	0	0	0	
計 (D)	4,798,096	4,353,119	3,862,099	2,958,623	2,817,243	2,880,377	4,295,353	3,283,203	4,042,131	2,387,807	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(A)-(D)	1,957,031	2,022,409	1,604,866	1,402,618	1,308,480	1,360,640	1,494,072	1,042,920	1,149,012	810,062	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	1,447,230	1,531,635	1,541,611	1,402,618	1,308,480	1,360,640	1,493,053	1,042,920	1,149,012	810,062
	2. 利益剰余金処分額	509,801	490,774	63,255	0	0	0	1,019	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源計 (F)	1,957,031	2,022,409	1,604,866	1,402,618	1,308,480	1,360,640	1,494,072	1,042,920	1,149,012	810,062	
補てん財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	21,843,023	20,931,532	20,093,693	19,035,168	18,114,880	17,050,650	16,584,840	16,135,136	16,028,673	15,464,142	

【資産・負債・資本】令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分											
資産の部	1. 固定資産	78,956,258	77,756,774	76,141,144	73,853,356	71,546,016	69,368,946	68,609,817	67,133,970	66,537,758	64,564,765
	2. 流動資産	2,996,863	3,056,338	3,598,912	4,274,919	5,034,016	5,764,561	6,272,737	7,352,958	8,323,888	9,196,101
	うち現金預金	2,740,979	2,799,028	3,339,462	4,013,825	4,773,288	5,502,940	6,011,217	7,088,357	8,058,148	8,930,733
	資産合計	81,953,121	80,813,112	79,740,056	78,128,275	76,580,032	75,133,507	74,882,554	74,486,928	74,861,646	73,760,866
負債・資本の部	1. 固定負債	20,277,035	19,410,090	18,731,060	17,755,768	16,826,036	15,840,925	15,549,821	15,252,959	15,206,130	14,723,997
	2. 流動負債	2,025,102	1,988,568	1,869,493	1,827,289	1,842,059	1,777,482	1,528,576	1,424,736	1,329,007	1,272,342
	3. 繰延収益	40,678,969	39,966,414	39,151,794	38,048,099	36,882,168	35,906,629	35,664,804	35,086,599	34,951,495	34,118,523
	4. 資本	16,456,867	16,840,477	17,185,911	17,751,339	18,227,364	18,767,034	19,276,443	19,809,093	20,387,796	20,918,678
	5. 剰余金	2,515,148	2,607,563	2,801,799	2,745,780	2,802,405	2,841,438	2,862,910	2,913,541	2,987,219	2,727,326
負債資本合計	81,953,121	80,813,112	79,740,056	78,128,275	76,580,032	75,133,507	74,882,554	74,486,928	74,861,646	73,760,866	

【他会計繰入金】令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分											
収益的収支分		1,475,833	1,550,052	1,495,377	1,564,823	1,506,788	1,476,902	1,465,673	1,466,713	1,421,374	1,295,301
	うち基準内繰入金	1,475,833	1,550,052	1,495,377	1,564,823	1,506,788	1,476,902	1,465,673	1,466,713	1,421,374	1,295,301
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準内繰入金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金合計	1,520,389	1,594,608	1,539,933	1,609,379	1,551,344	1,521,458	1,510,229	1,511,269	1,465,930	1,339,857	

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

【資本的収支】令和16(2034)年度～令和25(2043)年度

(単位:千円)(税込み)

年 度		令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度
区 分											
資本的収入	1. 企業債	796,600	511,300	505,500	505,500	501,600	523,600	521,700	550,400	671,700	701,800
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	1,198,520	457,078	462,653	468,298	474,012	479,794	485,647	559,166	839,649	919,144
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	436,069	441,360	446,716	452,137	457,624	463,178	468,800	474,490	480,251	486,081
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	2,475,745	1,454,294	1,459,425	1,470,491	1,477,792	1,511,128	1,520,703	1,628,612	2,036,156	2,151,581	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	2,475,745	1,454,294	1,459,425	1,470,491	1,477,792	1,511,128	1,520,703	1,628,612	2,036,156	2,151,581	
資本的支出	1. 建設改良費	2,557,675	1,074,212	1,073,768	1,077,389	1,080,020	1,105,125	1,105,584	1,249,126	1,817,816	1,970,574
	うち職員給与費	68,302	68,425	68,541	68,659	68,780	68,896	69,016	69,135	69,255	69,377
	2. 企業債償還金	1,023,737	1,037,538	1,024,060	1,029,072	986,283	943,064	901,068	820,986	792,138	768,674
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	3,581,412	2,111,750	2,097,828	2,106,461	2,066,303	2,048,189	2,006,652	2,070,112	2,609,954	2,739,248	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(D)-(C)	1,105,667	657,456	638,403	635,970	588,511	537,061	485,949	441,500	573,798	587,667	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	1,105,667	657,456	638,403	635,970	588,511	537,061	485,949	441,500	573,798	587,667
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源計 (F)	1,105,667	657,456	638,403	635,970	588,511	537,061	485,949	441,500	573,798	587,667	
補てん財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	15,237,005	14,710,767	14,192,207	13,668,635	13,183,952	12,764,488	12,385,120	12,114,534	11,994,096	11,927,222	

第2部

第3部

第4部

【資産・負債・資本】令和16(2034)年度～令和25(2043)年度

(単位:千円)

年 度		令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度
区 分											
資産の部	1. 固定資産	63,818,263	61,807,260	59,879,009	58,001,442	56,156,329	54,389,498	52,682,467	51,160,731	50,258,348	49,637,472
	2. 流動資産	9,826,303	10,918,818	12,031,229	13,108,069	14,249,259	15,362,803	16,532,043	17,671,180	18,669,293	19,443,828
	うち現金預金	9,561,319	10,653,811	11,767,063	12,844,315	13,986,000	15,099,590	16,269,760	17,409,394	18,408,026	19,182,624
資産合計	73,644,566	72,726,078	71,910,238	71,109,511	70,405,588	69,752,301	69,214,510	68,831,911	68,927,641	69,081,300	
負債・資本の部	1. 固定負債	14,483,764	13,971,710	13,448,845	12,968,770	12,528,015	12,151,258	11,852,684	11,611,659	11,515,399	11,464,808
	2. 流動負債	1,235,583	1,360,177	1,500,876	1,591,550	1,685,526	1,769,249	1,817,480	1,901,087	1,964,900	2,014,427
	3. 繰延収益	33,887,281	33,026,282	32,238,889	31,504,617	30,807,522	30,169,770	29,583,825	29,097,672	28,925,710	28,910,880
	4. 資本金	21,501,958	22,154,338	22,425,327	22,817,262	23,147,234	23,500,952	23,823,898	24,163,849	24,441,348	24,739,846
	5. 剰余金	2,535,980	2,213,571	2,296,301	2,227,312	2,237,292	2,161,072	2,136,624	2,057,644	2,080,284	1,951,338
負債資本合計	73,644,566	72,726,078	71,910,238	71,109,511	70,405,588	69,752,301	69,214,510	68,831,911	68,927,641	69,081,300	

第5部

【他会計繰入金】令和16(2034)年度～令和25(2043)年度

(単位:千円)

年 度		令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度
区 分											
収益的収支分		1,261,537	1,268,754	1,264,403	1,226,350	1,186,778	1,241,307	1,183,012	1,189,730	1,171,570	1,250,636
	うち基準内繰入金	1,261,537	1,268,754	1,264,403	1,226,350	1,186,778	1,241,307	1,183,012	1,189,730	1,171,570	1,250,636
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準内繰入金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金合計	1,306,093	1,313,310	1,308,959	1,270,906	1,231,334	1,285,863	1,227,568	1,234,286	1,216,126	1,295,192	

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【資本的収支】令和26(2044)年度～令和35(2053)年度

(単位:千円)(税込み)

年 度		令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度
区 分											
資本的収入	1. 企業債	537,400	665,100	749,743	757,560	759,221	842,825	580,000	593,200	600,800	596,200
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	509,784	516,005	1,958,622	2,418,670	2,448,177	2,478,046	548,258	554,946	561,716	568,569
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	491,982	497,955	504,001	510,121	516,316	522,587	528,933	535,357	541,860	548,441
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	1,583,722	1,723,616	3,256,922	3,730,907	3,768,270	3,888,014	1,701,747	1,728,059	1,748,932	1,757,766	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	1,583,722	1,723,616	3,256,922	3,730,907	3,768,270	3,888,014	1,701,747	1,728,059	1,748,932	1,757,766	
資本的支出	1. 建設改良費	1,142,139	1,299,187	4,145,049	5,073,880	5,020,334	5,084,463	1,226,762	1,245,295	1,257,607	1,260,016
	うち職員給与費	69,493	69,615	69,734	69,856	69,979	70,100	70,219	70,342	70,464	70,584
	2. 企業債償還金	753,106	732,495	749,743	757,559	759,222	842,825	924,688	989,356	1,027,423	946,870
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	1,895,245	2,031,682	4,894,792	5,831,439	5,779,556	5,927,288	2,151,450	2,234,651	2,285,030	2,206,886	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(C)-(D)	311,523	308,066	1,637,870	2,100,532	2,011,286	2,039,274	449,703	506,592	536,098	449,120	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	311,523	308,066	881,916	856,014	788,639	839,452	449,703	506,592	536,098	449,120
	2. 利益剰余金処分額	0	0	755,954	877,864	851,964	784,587	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	366,654	370,683	415,235	0	0	0	0
補てん財源計 (F)	311,523	308,066	1,637,870	2,100,532	2,011,286	2,039,274	449,703	506,592	536,098	449,120	
補てん財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	11,711,516	11,644,121	11,644,121	11,644,122	11,644,121	11,644,121	11,299,433	10,903,277	10,476,654	10,125,984	

【資産・負債・資本】令和26(2044)年度～令和35(2053)年度

(単位:千円)

年 度		令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度
区 分											
資産の部	1. 固定資産	48,461,343	47,572,328	49,456,288	52,249,644	55,132,011	57,983,186	57,173,578	56,445,219	55,806,838	55,185,942
	2. 流動資産	20,487,322	21,541,092	21,168,506	20,280,569	19,514,515	18,825,296	19,721,139	20,493,391	21,274,323	22,066,990
	うち現金預金	20,227,123	21,281,426	20,853,519	19,854,821	18,995,196	18,208,812	19,105,121	19,877,413	20,659,235	21,452,366
資産合計	68,948,665	69,113,420	70,624,794	72,530,213	74,646,526	76,808,482	76,894,717	76,938,610	77,081,161	77,252,932	
負債・資本の部	1. 固定負債	11,270,430	11,186,505	11,179,408	11,178,466	11,095,584	11,014,444	10,605,812	10,172,314	9,826,970	9,477,028
	2. 流動負債	2,100,296	2,215,447	2,225,042	2,230,906	2,321,113	2,407,288	2,496,942	2,620,122	2,630,820	2,716,595
	3. 繰延収益	28,640,588	28,464,450	29,702,272	31,402,198	33,198,250	34,988,411	34,969,834	34,986,876	35,056,892	35,145,512
	4. 資本金	25,000,817	25,300,955	25,470,508	25,716,675	26,026,342	26,297,396	26,497,967	26,810,903	27,177,663	27,601,453
	5. 剰余金	1,936,533	1,946,062	2,047,564	2,001,968	2,005,237	2,100,943	2,324,162	2,348,395	2,388,816	2,312,344
負債資本合計	68,948,665	69,113,420	70,624,794	72,530,213	74,646,526	76,808,482	76,894,717	76,938,610	77,081,161	77,252,932	

【他会計繰入金】令和26(2044)年度～令和35(2053)年度

(単位:千円)

年 度		令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度
区 分											
収益的収支	1. 収益的収支	1,163,394	1,108,479	1,122,651	1,112,627	972,253	1,015,368	1,226,266	1,234,756	1,210,317	1,222,721
	うち基準内繰入金	1,163,394	1,108,479	1,122,651	1,112,627	972,253	1,015,368	1,226,266	1,234,756	1,210,317	1,222,721
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	2. 資本的収支	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準内繰入金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金合計	1,207,950	1,153,035	1,167,207	1,157,183	1,016,809	1,059,924	1,270,822	1,279,312	1,254,873	1,267,277	

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【資本的収支】令和36(2054)年度～令和45(2063)年度

(単位:千円)(税込み)

年 度		令和36年度	令和37年度	令和38年度	令和39年度	令和40年度	令和41年度	令和42年度	令和43年度	令和44年度	令和45年度
資本的収入	1. 企業債	622,500	620,300	631,200	634,900	642,300	593,515	532,198	524,298	516,642	508,454
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	575,506	582,527	589,634	596,828	604,110	611,479	618,939	626,490	637,462	641,871
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	555,104	561,847	568,672	575,581	582,574	589,653	596,818	604,070	611,411	618,841
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	1,797,666	1,809,230	1,834,062	1,851,865	1,873,540	1,839,203	1,792,511	1,799,414	1,810,071	1,813,722	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	1,797,666	1,809,230	1,834,062	1,851,865	1,873,540	1,839,203	1,792,511	1,799,414	1,810,071	1,813,722	
資本的支出	1. 建設改良費	1,293,542	1,298,577	1,316,827	1,327,882	1,342,803	1,347,196	1,372,872	1,382,156	1,412,159	1,408,904
	うち職員給与費	70,706	70,829	70,952	71,072	71,198	71,321	71,447	71,569	71,694	71,817
	2. 企業債償還金	845,252	808,045	800,966	723,578	662,507	593,515	532,198	524,298	516,642	508,454
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	2,138,794	2,106,622	2,117,793	2,051,460	2,005,310	1,940,711	1,905,070	1,906,454	1,928,801	1,917,358	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(D)-(C)	341,128	297,392	283,731	199,595	131,770	101,508	112,559	107,040	118,730	103,636	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	341,128	297,392	283,731	199,595	131,770	101,508	112,559	107,040	118,730	103,636
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源計 (F)	341,128	297,392	283,731	199,595	131,770	101,508	112,559	107,040	118,730	103,636	
補てん財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	9,903,232	9,715,487	9,545,721	9,457,043	9,436,836	9,436,836	9,436,836	9,436,836	9,436,836	9,436,836	

【資産・負債・資本】令和36(2054)年度～令和45(2063)年度

(単位:千円)

年 度		令和36年度	令和37年度	令和38年度	令和39年度	令和40年度	令和41年度	令和42年度	令和43年度	令和44年度	令和45年度
資産の部	1. 固定資産	54,606,569	54,044,206	53,503,104	52,978,836	52,537,792	52,113,062	51,744,949	51,500,401	51,295,375	51,136,580
	2. 流動資産	22,915,246	23,757,997	24,699,201	25,642,368	26,575,822	27,512,323	28,429,050	29,250,840	30,016,034	30,722,548
	うち現金預金	22,301,086	23,143,881	24,085,968	25,029,598	25,963,515	26,900,062	27,817,667	28,639,920	29,405,575	30,112,140
資産合計	77,521,815	77,802,203	78,202,305	78,621,204	79,113,614	79,625,385	80,173,999	80,751,241	81,311,409	81,859,128	
負債・資本の部	1. 固定負債	9,292,212	9,112,276	9,020,629	8,993,754	9,043,273	9,105,325	9,113,961	9,122,354	9,131,280	9,132,021
	2. 流動負債	2,755,522	2,821,363	2,821,747	2,833,240	2,832,469	2,834,909	2,891,940	2,941,114	2,986,755	3,036,806
	3. 繰延収益	35,258,578	35,399,299	35,569,460	35,765,248	36,011,447	36,284,021	36,597,425	36,975,265	37,377,453	37,819,801
	4. 資本	27,938,622	28,345,803	28,693,121	28,994,827	29,248,589	29,569,793	29,808,286	30,005,749	30,180,455	30,349,997
	5. 剰余金	2,276,881	2,123,462	2,097,348	2,034,135	1,977,836	1,831,337	1,762,387	1,706,759	1,635,467	1,520,503
負債資本合計	77,521,815	77,802,203	78,202,305	78,621,204	79,113,614	79,625,385	80,173,999	80,751,241	81,311,409	81,859,128	

【他会計繰入金】令和36(2054)年度～令和45(2063)年度

(単位:千円)

年 度		令和36年度	令和37年度	令和38年度	令和39年度	令和40年度	令和41年度	令和42年度	令和43年度	令和44年度	令和45年度
収益的収支分		1,205,715	1,213,925	1,205,792	1,224,650	1,199,960	1,227,951	1,243,602	1,218,778	1,202,382	1,227,048
	うち基準内繰入金	1,205,715	1,213,925	1,205,792	1,224,650	1,199,960	1,227,951	1,243,602	1,218,778	1,202,382	1,227,048
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準内繰入金	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556	44,556
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金合計	1,250,271	1,258,481	1,250,348	1,269,206	1,244,516	1,272,507	1,288,158	1,263,334	1,246,938	1,271,604	

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

【算出根拠】

算出方法 下水道事業会計

科目		算出方法		
収入	営業収益	使用料収入	・(年間有収水量) × (使用料単価) ・年間有収水量は、一般家庭は人口推計に一人当たりの使用量(時系列傾向分析にて算出)を乗じて算出。商業、工業、その他は過去の推移から有収水量を推計。	
		受託工事収益	見込まない。	
		その他	・(直近過去3か年平均値) ÷ (直近過去3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。	
	営業外収益	他会計補助金	見込まない。	
		その他補助金	・修繕費の内国庫補助金の対象となる費用 × 50% で算出。	
		長期前受金戻入	・計画期間における新規取得分: (国庫補助金および受贈施設工事費用) × (耐用年数に応じた償却率)、計画期間における除却に伴う長期前受金戻入、既存分の長期前受金戻入を合算して算出。	
		その他	・雑収益を(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。 ・ただし、雨水処理負担金および津田沼浄化センター維持管理負担金は個別に算出。	
	収益的収支	営業費用	人件費	・(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。 ・ただし、事業内容による職員数増減がある年度については、一人当たり平均人件費を職員増減数に乘じたものを加算又は減算して算出。
			動力費	・見込まない。
			修繕費	・各修繕計画等に基づき算出。
材料費			・見込まない。	
その他			・(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。 ・ただし、津田沼浄化センター及びポンプ場の包括的維持管理委託費用は個別に算出。	
減価償却費			・(計画期間における新規取得分: (取得価格) × (耐用年数に応じた償却率))、既存分の減価償却費を合算して算出。	
営業外費用		支払利息	・(R5年度までの既発行予定分) + (R6以降の新規発行分) ・新規発行分は、取得資産に応じて償還期間30年(内5年据置)年利率1.3%と償還期間10年(内2年据置)年利率1.0%で計算。	
		その他	・雑支出を(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。	
		特別損失	見込まない。	

科目		算出方法	
資本的収支	収入	企業債	・R6以降の新規発行分は各年度の既存の元金償還額を上限として算出。
		資本費平準化債	見込まない。
		他会計出資金	・(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) より算出。
		他会計補助金	見込まない。
		他会計負担金	見込まない。
		他会計借入金	見込まない。
		国(都道府県)補助金	・建設改良費のうち国庫補助金の対象費用 × 50% (一部55%) より算出。
		固定資産売却代金	見込まない。
		工事負担金	・(直近3か年平均値) ÷ (直近3か年予算執行率) × (デフレーター) より算出。
		その他	見込まない。
	支出	建設改良費	・個別計画で算出した数値により算出。
		企業債償還金	・(R5年度までの既発行予定分) + (R6以降の新規発行分) ・新規発行分は、償還期間30年(内5年据置)年利率1.3%と償還期間10年(内2年据置)年利率1.0%で計算。
		他会計長借入返還金	見込まない。
		他会計への支出金	見込まない。
その他	・水洗便所改造等資金貸付金を令和6~9年度に90万円を計上。		

デフレーター

工事関連	国土交通省 「建設工事費デフレーター平成27年度基準(昭和26年度~令和3年度)」における、上・工業用水道及び下水道の過去10年毎の上昇率の平均値を採用し、一年当たり1.22%とした。
物品関連	総務省統計局「2020年基準消費者物価指数」における、総合(全ての品目)の過去10年毎の上昇率の平均値を採用し、一年当たり5.5%とした。
人件費関連	企業局における平均改定率の直近過去10か年平均値を採用し、一年当たり0.17%とした。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第4部 投資財政運営の方向性と取組

第1部

2. 投資財政計画に未反映の取組

職員配置などの行財政改革、職員の高齢化に伴う技術継承の課題および更なるコスト縮減などの課題解決を図ります。

また、民間活力の導入、DXを推進するための施策を検討します。

さらに、新局舎の建設にあたっては、民間活力を活かした事業方式(DB方式)による設計・施エ一括契約を検討し、工期およびコストの縮減を図ります。

そして、管路施設の改築更新については、今後方針や計画を検討し老朽化対策を図ります。

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

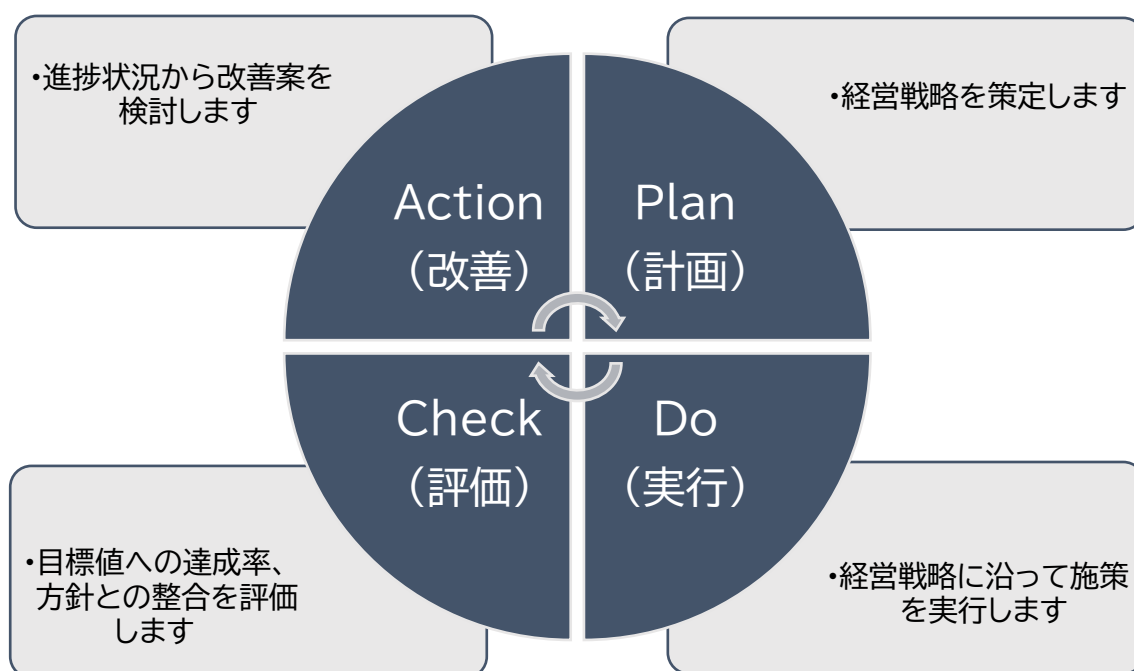
第5部 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項

経営戦略では、基本理念である「このまちの暮らしを支え、未来へつなぐ」の実現のため、17の施策を推進します。

また、各施策目標達成に指標およびロードマップを設定しており、この指標により各施策の進捗状況を示し、本市ホームページ等で公表します。

経営戦略における施策は、毎年度の予算編成の中で具現化していきます。

次期経営戦略については、本経営戦略の進捗状況のモニタリングを行い、達成度の確認と施策の見直しを行った上で、社会経済情勢や事業環境を踏まえ策定します。



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

【下水道事業の沿革】

年 度	沿 革
昭和40年度	・習志野市公共下水道基本計画の策定
昭和41年度	・習志野市公共下水道事業認可(津田沼処理区) ・事業開始
昭和42年度	・津田沼処理区の供用開始(袖ヶ浦終末処理場竣工) ・下水道使用料改定
昭和52年度	・下水道使用料改定
昭和55年度	・津田沼浄化センターの建設着手
昭和59年度	・津田沼浄化センター供用開始 ・下水道使用料改定
昭和60年度	・秋津污水中継ポンプ場供用開始
昭和62年度	・習志野市公共下水道事業認可(印旛処理区)
昭和63年度	・菊田川水系の浸水対策整備に着手 ・下水道使用料改定
平成元年度	・印旛処理区の供用開始
平成3年度	・習志野市公共下水道事業認可(高瀬処理区)
平成4年度	・浜田川雨水幹線竣工
平成5年度	・鷺沼台4丁目調整池竣工 ・下水道使用料改定(平均改定率15.7%)
平成8年度	・菊田川水系の浸水対策整備の完了 ・下水道使用料改定(平均改定率8.2%)
平成9年度	・東習志野雨水幹線竣工
平成11年度	・袖ヶ浦污水中継ポンプ場竣工(袖ヶ浦終末処理場廃止) ・高瀬処理区の供用開始
平成13年度	・下水道使用料改定(平均改定率19.5%)
平成16年度	・下水道使用料改定(平均改定率9.2%)
平成20年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.6%)
平成23年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.5%)
平成24年度	・津田沼浄化センター3系水処理の高度処理施設供用開始
平成26年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.5%)
平成29年度	・谷津地域国道14号以南の内水対策施設の竣工
令和元年度	・会計方式を官庁会計から公営企業会計に変更し、企業局に組織統合 ・下水道使用料改定(平均改定率4.2%)
令和2年度	・習志野市下水道事業経営戦略(令和2年度～令和11年度)取組開始
令和6年度	・第2次習志野市下水道事業経営戦略(令和6年度～令和15年度)取組開始

【用語の解説】

あ

一般会計 地方自治体の会計は、全体を網羅して通観できるよう、単一の会計で P.81ほか
経理することが原則となっている（単一会計主義）。
この原則に基づき、行政の一般的な収支を一つの会計で経理するものを一般会計という。
ただし、この例外として特定の事業（下水道事業、国民健康保険事業など）における会計は、個々の事業の運用状況を明確にするため、一般会計とは区分して経理していて、これを特別会計という。

一般会計からの
繰入金 下水道事業は雨水公費・汚水私費が原則で、雨水事業についてはその P.82ほか
全額を一般会計から繰入れすることが総務省の基準により認められている。
また、汚水事業についても、公共用水域の水質保全など、公的便益が大きく認められることを踏まえ、その一部に一般会計からの繰入金を充てることが認められている。
このように国が定めた基準（一般会計繰出基準）に該当する繰入金は「基準内繰入金」、それ以外の繰入金は「基準外繰入金」という。

インフラ
ストラクチャー
(インフラ) 経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。 P.2ほか

か

管きよ 汚水や雨水を集めて終末処理場や放流先（河川や海）まで導くための P.9ほか
管のこと。

管きよ改善率 当該年度に更新した管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの更新 P.15ほか
ペースや状況を把握できる。
$$\text{管きよ改善率}(\%) = \frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管きよ老朽化率 法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの老 P.15ほか
朽化度合いを示す。
$$\text{管きよ老朽化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

官庁会計 地方公営企業法の非適用事業における会計方式で、資産、負債および P.80
資本の概念がなく、現金主義による単式簿記による経理方式。

参考資料

第1部

管路 下水(汚水や雨水)を集めて終末処理場や、放流先へ運ぶまでの施設、設備の総称。 P.5ほか

第2部

企業債 地方公営企業が建設改良などの費用に充てるために国などから借りた資金。 P.16ほか

企業債残高対事業規模比率 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 P.19

$$\text{企業債残高対事業規模比率}(\%) = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

基準外繰入金 「一般会計(からの)繰入金」参照。 P.73ほか

基準内繰入金 「一般会計(からの)繰入金」参照。 P.73ほか

第3部

キャッシュレス決済 クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払・受け取りを行う決済方法。 P.47ほか

経常収支比率 当該年度において、営業収益や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。 P.14ほか
単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

第4部

経費回収率 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。 P.15ほか

当該指標は、使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

第5部

下水道総合地震対策計画 重要な下水道施設に対して、防災・減災両面からの対策を総合的かつ効率的に行い、被害の最小化を図ることを目的とした計画。 P.2ほか

一般的に計画期間は5年とし、計画期間内で行う耐震化の方針、対象施設、対策方法、事業費などについて定めている。

減価償却 固定資産の取得に要した経費を経年化に伴い減少した固定資産の価値の目減り分として、耐用年数に応じて毎年度費用化すること。 P.17ほか

減価償却費 固定資産の資産価値減少分を耐用年数に応じて計算した費用で、老朽化した資産の更新事業費の財源となる。 P.14ほか

嫌気無酸素好気法 窒素とリンの除去を目的とした排水処理方法。 P.8ほか
(けんきむさんそこうきほう)

参考

公営企業会計	企業会計原則を用いている一般企業と同様に複式簿記および発生主義を採用した経理方式。	P.14ほか
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路のこと。	P.63ほか
高度処理	通常の処理では十分に取り除くことができない窒素やリンを除去するための処理。	P.80ほか
合流式 (合流式下水道)	汚水、雨水を分離することなく同一の管きよで排除する方式で、古くから下水道事業を行っている都市で採用されていたが、最近では分流式が主流となっている。	P.5ほか
さ		
市街化区域	既に市街化を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。	P.29
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。	P.28ほか
資金不足比率	<p>資金の不足額(円) = (流動負債 - 建設改良費など以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額。</p> <p>事業の規模(円) = 営業収益の額 + 営業雑収益の額 - 受託工事収益の額。</p> <p>資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標。</p> $\text{資金不足比率}(\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$	P.14ほか
事業計画(区域)	公共下水道または流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、都道府県知事と協議することが必要であり、この事業計画に定められた区域を事業計画区域という。	P.5ほか
時系列傾向分析法	過去の時間の経過に伴って変化するデータを統計的な手法で分解し、未来の値を予測する方法。	P.20
施設利用率	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。</p> $\text{施設利用率}(\%) = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	P.15ほか

参考資料

第1部

資本的収支 施設の整備、拡充などの建設改良費および企業債償還金の支出とその財源となる収入。 P.73ほか

第2部

下水道事業では主に、国庫補助金、企業債が資本的収入に、建設改良費、企業債償還金が資本的支出に該当する。

資本費平準化債 下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担をすべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費(元金償還金)の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。 P.73ほか

収益的収支 下水道事業では主に、下水道使用料、一般会計繰入金が収益的収入に、維持管理費、減価償却費、企業債利息が収益的支出に該当する。 P.69ほか

第3部

収支均衡 収益的収支において、純利益(黒字)を計上できる状態。 P.11ほか

純損益 事業収益から事業費用を差し引いた額をいい、その額がプラスの場合黒字でマイナスの場合赤字。 P.14ほか
当該年度における経営活動の最終的な成果となる。

純利益 事業収益から事業費用を差し引いた額がプラスになったものをいう。議会の議決を経て、建設投資などの財源として積み立てることができる。 P.14ほか

第4部

省エネ エネルギーの使用量を低減し、化石燃料の消費を低減すること。エネルギーを節約すること。 P.60ほか

除害施設 事業者などが下水道に汚水を排除する場合、下水道の機能などに損傷を及ぼすおそれのある汚水は、あらかじめ事業者が、下水道への排水許容基準水質まで処理しなければならず、この処理施設のことをいう。 P.36

第5部

水洗化率 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。 P.3ほか

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加などの観点から100%となっていることが望ましい。

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

ストックマネジメント あ持続可能な下水道事業の実現を目的に、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。 P.11ほか

参考

損益勘定留保資金 収益的収支における費用のうち現金支出を伴わない減価償却費、たな卸資産減耗費および固定資産除却費の合計額から長期前受金戻入相当額を差し引いた額で建設投資の財源として留保された資金。 P.16ほか

た

単独公共下水道 主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団 P.5ほか
体(主に市町村)が単独で管理する下水道で、終末処理場を有するもの。

地方公営企業法 地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する企業のうち、水 P.17ほか
道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスおよび下水道などに
関わる事業について適用する法律。

は

標準活性汚泥法 全国的に多くの終末処理場で採用されている下水処理方式。 P.8
種々の微生物が下水中の有機物を利用して繁殖し、フロックを形成した
ものを活性汚泥と呼ぶ。

この活性汚泥と下水を有酸素下で混合すると、下水中の有機物が活性
汚泥に取り込まれ、下水から有機物を除去することができる。

活性汚泥と下水の混合液は沈殿池で固液分離し、上澄みは処理水と
して放流、沈殿物は下水汚泥として処理される。

汚泥(微生物)の一部を反応槽に戻し、残りを余剰汚泥として処理。

布設 管などを設けること。 P.83

分流式 汚水と雨水を別々の管きよに集めて排除する下水道。この場合、汚水だ P.5ほか
(分流式下水道) けが処理施設に流入することとなる。

や

有形固定資産 長期にわたって使用するために所有している有形の資産。 P.15ほか

有形固定資産 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいる P.15ほか
減価償却率 かを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。

減価償却率(%) =

$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有収水量 下水道使用料の賦課対象となる水量。 P.11ほか

ら

流域関連 主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団 P.6
公共下水道 体(主に市町村)が管理する下水道で、流域下水道に接続しているもの。

参考資料

第1部

流域下水道 2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きよで構成されている。

事業主体は原則として都道府県となる。

P.3ほか

第2部

流動比率 短期的な債務の支払能力を表す指標。 P.15ほか

当該指標は、1年以内に支払うべき債務を支払うことができる現金などがどの程度あるかを表す指標であり、100%以上となっていることが必要。

第3部

累積欠損金比率 事業の規模に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金などでも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標。 P.15ほか

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。

$$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

D

DX 外部(お客さま、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部(組織、文化、 P.1ほか

(デジタル トランス ファーメーション) 職員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術など)を利用して、新しい価値を創出すること。

第4部

G

GX 産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。 P.1ほか

(グリーン トランス ファーメーション)

第5部

O

OJT、OFF-JT 職員の教育や研修の手法として、 P.45

(オージェイティ、オフジェイティ) 日常の仕事を通じて教育する OJT(On the Job Training)と 職場から離れた場所で研修する OFF-JT(Off the Job Training)がある。

参考

P

PFI (プライベートファイナンスイニシアティブ) 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法。 P.41

PPA (パワーパージェスアグリーメント) 電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれている。 P.55 ほか
企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。

S

Society5.0 (ソサエティ5.0) サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Societyソサエティ)。 P.22
狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、政府の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

参考

第2次習志野市下水道事業経営戦略

発行年月:令和〇年〇月

発行・編集:習志野市企業局業務部公営企画課

所在地:〒275-8666 千葉県習志野市藤崎一丁目1番13号

電話:047-475-3321(代表)

ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp/kigyoukyoku>